

# 大阪市空家利活用改修補助事業 申請の手引き

耐震改修工事・性能向上に資する改修工事  
 ・地域まちづくりに資する改修工事編

～令和7年度版～

## ■ お問い合わせ先 ■

大阪市都市整備局  
 耐震・密集市街地整備 受付窓口

業務受託者：大阪市住宅供給公社  
 （愛称：大阪市住まい公社）

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

大阪市立住まい情報センター4階5番窓口

電話 06-6882-7053

ファックス 06-6882-0877

開館時間 平日・土曜9:00～17:30／祝日10:00～17:00

休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、日曜日、祝日の翌日(月曜日の場合を除く)、年末年始



Osaka Metro 堺筋線・谷町線「天神橋筋六丁目」駅3号出口

## 目 次

1. ご注意	P1
2. 補助対象内容について	P1
3. 手続きの流れ	P11
4. [①事前相談]	P13
5. [②- <input type="checkbox"/> 住 事前協議]に必要な書類及び記入例<住宅再生型>	P14
[②- <input type="checkbox"/> ま 事前協議]に必要な書類及び記入例<地域まちづくり活用型>	P16
6. [③補助金の交付申請]に必要な書類及び記入例	P19
7. [中間検査・完了検査]に必要な書類及び記入例	P43
8. [④実績報告]に必要な書類及び記入例	P45
9. [⑤補助金の請求]に必要な書類及び記入例	P55
10. 工事内容等の変更について	P57
11. [補助金交付変更申請・変更承認申請]に必要な書類及び記入例	P58
12. 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例	P63
13. 代理受領の手続きについて	P65
14. 耐震改修促進税制について	P71
15. [⑥情報発信の協力]に必要な書類及び記入例	P72
16. [全体設計承認申請]に必要な書類及び記入例	P74

## ご注意（申請の前にご確認ください）

- (1) 原則、補助金の交付決定通知を受けた後に契約してください。通知を受ける前に改修工事の着手を行った場合、補助を受けることができなくなります。
- (2) 耐震改修工事のみの申請から耐震改修工事＋性能向上に資する改修工事への変更や、耐震改修工事＋地域まちづくりに資する改修工事への変更等はできませんので、実施したい事業種別を十分検討してからお申込みください。
- (3) 各種申請手続きは、必要書類を作成のうえ、窓口（表紙記載）までご持参いただくか、郵送してください。
- (4) 性能向上に資する改修工事、地域まちづくりに資する改修工事、地域まちづくり活用型耐震改修工事については区役所との事前協議が必要です。
- (5) 補助金の支払いは、工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定通知を受けていても、工事を取りやめた場合、適正に工事が行われていない場合などは、補助金は支払われません。
- (6) 本補助事業については、各年度の予算の範囲内で補助します。よって、予算執行の状況により、年度途中であっても、補助申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。
- (7) 申請書類は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。（鉛筆や消せるインクは使用しないでください。）
- (8) 申請書類に訂正が必要となった場合は、原則として以下のいずれかにより対応してください。
  - ・訂正後のものに差しかえる。
  - ・二重取り消し線＋サイン又は訂正印（委任状（申請者の場合は申請書）にサイン又は押印がある場合のみ可）
- (9) 申請書類は、捨印での訂正はしないでください。

## 補助対象内容について

### 耐震改修工事について

#### ●耐震技術者の資格要件

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士（⑤の受講修了者で建築士以外の者を除く）であり、次のいずれかに掲げる者であること。

	木造	非木造
耐震診断技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ① + ⑥</li> <li>・ ④ + ⑥</li> <li>・ ⑤</li> <li>・ ⑥（木質系工業化住宅に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ② + ⑥</li> </ul>
耐震改修設計技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ① + ③ + ⑥</li> <li>・ ④ + ⑥</li> <li>・ ⑤ + ⑥</li> <li>・ ⑥（木質系工業化住宅に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ② + ⑥</li> </ul>

凡例)① 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」<sup>※2</sup>の受講修了者

② 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項各号のいずれかに該当する者

③ (一財)日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」の受講修了者

④ (一財)日本建築防災協会が平成 24 年度及び平成 25 年度に主催又は共催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者

⑤ (公社)大阪府建築士会等が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度以降に開催されたものに限る。)」の受講修了者

⑥ 補助対象となる住宅の設計又は工事監理を行うことができる建築士資格を有する者

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第 28 号)

※2 (一財)日本建築防災協会が平成 26 年度以降に主催する「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」等

●**耐震診断基準** 次のいずれかの方法に基づいて行われる耐震改修工事であること。

**【木造住宅】**

- ・ 一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」
- ・ 大阪府及び一般社団法人日本建築構造技術者協会の監修による「大阪府木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル」に定める計算法
- ・ 一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」

**【非木造住宅】**

- ・ 平成18年1月25日付国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1第2号に定める方法
- ・ 国土交通大臣が当該方法と同等以上の効力を有すると認める方法

●**耐震改修設計基準**

住宅再生型においては次のいずれかの設計に基づいて行われる耐震改修工事であること。

**【木造住宅】**

- ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、各階ともに上部構造評点を1.0以上の評価区分まで耐震性を高める設計。
- ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、一時的な措置として、各階ともに上部構造評点を0.7以上の評価区分まで耐震性を高める設計。
- ・ 耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、一時的な措置として、1階のみ上部構造評点を1.0以上の評価区分まで耐震性を高める設計。
- ・ 耐震診断の結果、最大応答変位が層間変形角で30分の1を超え、軸組を構成する耐震要素によって倒壊のおそれがあると判定されたもの又は最大応答変位が15分の1を超え、構法のいかんにかかわらず倒壊のおそれがあると判定されたものについて、倒壊をまぬがれるよう、最大応答変位が30分の1以下となるまで耐震性を高める設計（ただし、一部の軸組に変形能力のない耐震要素が含まれていても柱の軸力保持を保證する配慮がなされれば、安全限界変位を30分の1から15分の1まで延ばしてもよいこととする。）
- ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、国土交通省、公的機関（一般財団法人日本建築防災協会、一般財団法人日本建築総合試験所等をいう。）又は都道府県等の確認又は評価を受けた耐震シェルターを設置するものの設計。

**【非木造住宅】**

- ・ 耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された住宅について、 $l_s$ （構造耐震指標）値を0.6以上の評価区分まで耐震性を高める設計。（ $l_s$ 値は耐震診断の方法や建物形状等により異なることがあります。）

地域まちづくり活用型においては次のいずれかの設計に基づいて行われる耐震改修工事であること。

**【木造住宅】**

- ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、各階ともに上部構造評点を1.0以上の評価区分まで耐震性を高める設計。
- ・ 耐震診断の結果、最大応答変位が層間変形角で30分の1を超え、軸組を構成する耐震要素によって倒壊のおそれがあると判定されたもの又は最大応答変位が15分の1を超え、構法のいかんにかかわらず倒壊のおそれがあると判定されたものについて、倒壊をまぬがれるよう、最大応答変位が30分の1以下となるまで耐震性を高める設計（ただし、一部の軸組に変形能力のない耐震要素が含まれていても柱の軸力保持を保證する配慮がなされれば、安全限界変位を30分の1から15分の1まで延ばしてもよいこととする。）
- ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものについて、国土交通省、公的機関（一般財団法人日本建築防災協会、一般財団法人日本建築総合試験所等をいう。）又は都道府県等の確認又は評価を受けた耐震シェルターを設置するものの設計。（地域に開放する部分に設置すること）

**【非木造住宅】**

- ・ 耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された住宅について、 $l_s$ （構造耐震指標）値を0.6以上の評価区分まで耐震性を高める設計。（ $l_s$ 値は耐震診断の方法や建物形状等により異なることがあります。）

## 性能向上に資する改修工事について

- 住宅再生型における省エネルギー改修、バリアフリー改修に関する工事として、A～G に掲げる工事を少なくとも1つを行うA～Hまでの工事

工事種別	工事内容		工事費用の限度額
省エネ改修	A	居室(建築基準法2条4号で規定される「居室」をいう)における窓の断熱改修工事(1以上の居室における外気に接する窓全てを改修するもの)	—
	B	外壁・屋根・天井又は床の断熱改修工事(部分的な断熱改修工事を含む)	
	C	エコ住宅設備(太陽光熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓)のうち、3種類以上を設置する工事	
バリアフリー改修	D	段差解消工事(便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事)	—
	E	廊下幅等の拡張工事(介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事)	
	F	階段の改良工事(既存の階段の撤去を伴うもので、勾配を緩和する工事に限る)	
	G	トイレの改良工事(和式便器を撤去し、洋式便器を設置する工事(ただし手すりが設置されているものに限る、材工共・既存の撤去費を含む))	300,000 円/箇所
その他改修	H	内外装(壁、床、天井、屋根等)及び基礎部分の改修工事 建具(扉・窓等)の改修工事 下記以外の項目	35,900 円/㎡
		上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事	—
		台所の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	690,000 円/戸
		トイレの改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	300,000 円/箇所
		浴室の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	690,000 円/戸
		洗面室の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	300,000 円/戸

## 地域まちづくりに資する改修工事について

工事内容	工事費用の限度額
内外装(壁、床、天井、屋根等)及び基礎部分の改修工事 建具(扉・窓等)の改修工事 下記以外の項目	98,800 円/㎡
上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事	—
台所の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	690,000 円/箇所
トイレの改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	300,000 円/箇所
浴室の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	690,000 円/箇所
洗面室の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	300,000 円/箇所

## 補助対象外工事

- ・増築、減築に係る工事、外構工事(ライフラインに係る引込工事を除く)、物置等
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニングに係る費用
- ・家財、電化製品等の撤去費
- ・住宅に組み込まれない設備・機器等の設置・交換(例:エアコン、食器洗浄機等)
- ・家電、家具、カーテン・ブラインド類、照明器具
- ・太陽光発電設備や蓄電池の設置工事、家具固定のための器具及び工事
- ・給排水・ガス設備に接続されていない台所流し、浴槽、シャワー設備、洗面設備、ガスコック等
- ・専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事(外壁・屋根等の装飾、補修や改修、性能向上や地域まちづくりに資する改修が目的ではない個人の趣味・嗜好による塗替え等)
- ・ジャグジー、ミストサウナ、浴室内テレビ、浴室内オーディオ等(ユニットバスの場合は、価格相当分を除く)
- ・他の補助金等の対象となる工事
- ・その他本事業の趣旨に合わないと判断される工事

## ※性能向上に資する改修工事の補助対象

補助対象工事					
工事種別	工事内容		工事基準の詳細		
省エネルギー改修	A	居室(建築基準法第2条第4号で規定される「居室」をいう)における窓の断熱改修工事(1以上の居室における外気に接する窓全てを改修するもので、改修後の窓の熱還流率が、 $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下となるもの)	内窓設置	外部に面した既存窓の内側に新たに内窓を設置するもの	
			外窓交換	外部に面した既存窓を建具枠と共に交換、又は外部に面する窓を新設するもの	
			ガラス交換	外気に面した既存の建具枠を利用して、窓ガラスを交換するもの	
	B	外壁・屋根・天井又は床の断熱改修工事(部分的な断熱改修工事を含む)	断熱材施工	断熱材の種類及び施工箇所に応じ、別表第1-1に掲げる最低使用量以上の断熱材を使用すること。ただし、施工箇所については、外気と接する部分とするよう努めること。	
	C	エコ住宅設備(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓)のうち、3種類以上を設置する工事	太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有すること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有すること)が確認できるもの	
			節水型トイレ	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ型大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ型大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、もしくはJIS A5207:2019に規定する「タンク式Ⅱ型大便器」または「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有するもの	
			高断熱浴槽	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するもの。	
			高効率給湯器	以下の①～⑤と同等以上の性能を有するもの。 ①潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) 給湯部熱効率が94%以上(JIS S 2109:2011 家庭用ガス温水機器に規定) ②潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) 連続給湯効率が94%以上(JIS S 3031 石油燃焼機器の試験方法通則に規定) ③電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上、ただし寒冷地仕様は2.7以上(JIS C9220 家庭用ヒートポンプ給湯機に規定)	

				④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること
			節湯水栓	以下の①～③と同等以上の性能を有するもの。 ①台所水栓において「手元止水機能(節湯 A1※)」又は「水優先吐水機能(節湯 C1※)」を有すること。 ②洗面水栓において「水優先吐水機能(C1※)」を有すること。 ③浴室シャワー水栓において、「手元止水機能(節湯 A1※)」又は「小流量吐水機能 B1※)」を有すること。ただし、シャワーヘッドのみの交換は除く。 ※JIS B 2061:2017 給水栓に規定
バリアフリー改修	D	段差解消工事(便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差(レベル差が5mmを超えるもの)を解消する工事)※注	段差解消	敷居を低くする、廊下のかさ上げや固定式スロープ(勾配1/12以内のものに限る)の設置等を行う工事をいい、取り付けにあたって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は除く。
	E	廊下幅等の拡張工事(介助用の車いすで用意に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事)	廊下幅等の拡張	通路又は出入口(以下「通路等」という。)の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限る。)の幅が、概ね750mm以上(浴室の出入り口にあつては概ね600mm以上)であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取替えは除く。
	F	階段の改良工事(既存の階段の撤去を伴うもので、勾配を緩和する工事に限る)※注	階段の改良工事	従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事
	G	トイレの改良工事(和式便器を撤去し、洋式便器を設置する工事(ただし手すりが設置されているものに限る、既存の撤去を含む))	トイレの改良工事	和式便器を洋式便器(洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む)に取り換える工事(取り外し可能な腰掛便座への取替えは除く) 一体工事として便器を取り換える工事に伴って床材の変更等の工事 手すりは、下地補強等により壁に固定されていること。
その他改修	H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外装(壁、床、天井、屋根等)及び基礎部分の改修工事</li> <li>・建具(扉・窓等)の改修工事</li> <li>・上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事</li> <li>・台所の改修工事(既存の撤去を含む)</li> <li>・トイレの改修工事(既存の撤去を含む)</li> <li>・浴室の改修工事(既存の撤去を含む)</li> <li>・洗面室の改修工事(既存の撤去を含む)</li> </ul>		

※注 建築基準法第2条第1項第5号で規定されている階段または床(最下階の床は除く)において、改修方法によっては、大規模の修繕及び大規模の模様替に該当する場合があります。確認申請が必要となりますのでご注意ください。なお、確認申請が必要な場合は、改修工事の実績報告までに検査済証の交付を受ける必要があります。

## (別表第1-1)断熱材の最低使用量 (性能向上に資する改修工事)

戸建住宅

(単位:m<sup>3</sup>)

断熱材の種類※1	断熱材の最低使用量		
	外壁※2	屋根・天井	床※3
A-1	3.3	3.2	1.8
A-2	3.2	3.1	1.7
B	2.9	2.8	1.5
C	2.6	2.4	1.4
D	2.2	2.1	1.1
E	1.9	1.8	1.0
F	1.4	1.4	0.8

長屋建住宅

(単位:m<sup>3</sup>)

断熱材の種類※1	断熱材の最低使用量		
	外壁	屋根・天井	床
A-1	1.0	2.1	1.5
A-2	1.0	2.0	1.5
B	0.9	1.8	1.3
C	0.8	1.6	1.2
D	0.6	1.5	0.9
E	0.6	1.3	0.8
F	0.4	1.0	0.6

※1 断熱材の種類を複数用いる場合、各種類の基準に占める割合の合計が10割以上となるようにすること。

(例)長屋建住宅の外壁を断熱化する場合、A-1を基準の5割(0.5m<sup>3</sup>)、Fを基準の5割(0.2m<sup>3</sup>)とすることも可。

※2 間仕切り壁を含む。

※3 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

## 断熱材の種類（性能向上に資する改修工事）

断熱材の種類 ※1	熱伝導率 (W/m・K)	断熱材の種類例※3
A-1	0.052～0.051	・吹込み用グラスウール断熱材(天井)LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井) LFRW255, LFRW2551, LFRW3051 ・インシュレーションファイバー断熱材(ボード) DIB, DIBP
A-2	0.050～0.046	・グラスウール断熱材(通常品)GW10-48, GW10-49, GW10-50 ・グラスウール断熱材(高性能品)GWHG10-46, GWHG10-47 ・吹込み用グラスウール断熱材(天井) LFGW2050 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井)LFRW2547
B	0.045～0.041	・グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-45, GWHG12-43 ・ロックウール断熱材(LA、LB、LC) RWLA, RWLB, RWLC ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4 ・ポリエチレンフォーム断熱材(1種1号、2号) PE1.1, PE1.2
C	0.040～0.035	・グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 ・グラスウール断熱材(高性能品)GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG24-35, GWHG32-35 ・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB ・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM ・吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 ・吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号、3号) EPS2, EPS3 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2 ・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 ・フェノールフォーム断熱材(2種1号、3種1号) PF2.1A, PF3.1A ・フェノールフォーム保温板(3種1号) PF-B-3.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種3) NF3
D	0.034～0.029	・グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ・ロックウール断熱材 RWHC ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3 ・フェノールフォーム断熱材(2種2号) PF2.2A I, PF2.2A II ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1、2) NF1, NF2
E	0.028～0.023	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種)XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC ・フェノールフォーム断熱材(2種3号) PF2.3A ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種、2種、3種)PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1H、2H) NF1H, NF2H
F	0.022 以下	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD, XPS3bD ・フェノールフォーム断熱材(1種1号、2号、3号) PF1.1A, PF1.2B, PF1.3C ・フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 ・硬質ウレタンフォーム断熱材(2種)PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

※1 JIS A 5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b※2)、KT-N(1種b※2)については、断熱材区分 A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種b※2)、KT-N(3種b※2)については、断熱材区分 Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について標記が無い場合は、断熱材区分 A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

※3 表中の記号は、JIS の製品番号を示す。

## 必要書類の取得方法について(参考)

### (参考)証明書のコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードをお持ちの大阪市民の方は、窓口よりも交付手数料が100円お得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。(一部交付できない証明書があります。)詳細につきましては、大阪市ホームページをご覧ください。

(大阪市コンビニ交付HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000284183.html>

(大阪市マイナンバーカードHP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html>

### 【固定資産(家屋)評価証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

※ 証明書に、建築年と共有者氏名が記載されていることが必要ですので、窓口へお伝えください。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

### 【不動産登記事項証明書の発行】

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面)の交付を請求する場合には、最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。

<登記事項証明書の発行できる窓口について>

(法務局HP) <http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/index.html>

### 【課税証明書、市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

<税証明書の発行できる窓口について>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

### 【住民票の発行】

住民票の写しの発行については、区役所、区役所出張所、サービスカウンター、市役所1階(住民票・戸籍関係発行証明書コーナー)の窓口で行うことができるほか、郵送による請求などもできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※ 世帯全員の記載があるものがが必要です。

<住民票の写しの交付請求について>

(大阪市民政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369790.html>

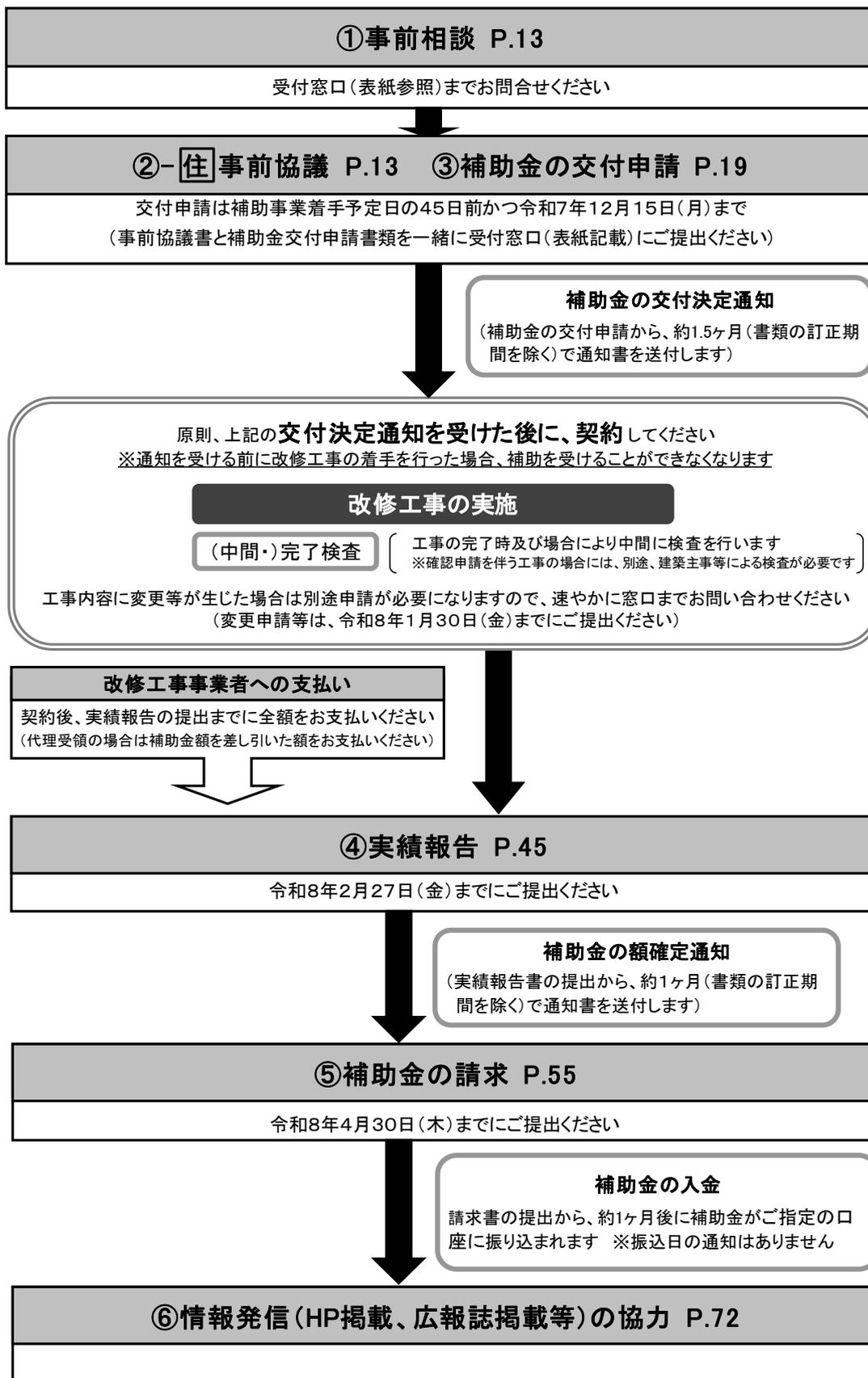
## 公的証明書等の有効期限

名 称	有 効 期 限 等	参 考
建物登記事項証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	
固定資産(家屋)評価証明書	<p>■ 令和7年3月31日までに証明書を発行した場合 →令和6年度の証明書</p> <p>■ 令和7年4月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度の証明書</p> <p>※前々年度のもの認めません。</p>	令和7年度の固定資産(家屋)証明書は、令和7年4月1日から発行できます。
住民票	交付申請書の受付時点で、発行から6ヵ月以内のもの	
課税(所得)証明書	<p>■ 令和7年5月31日までに証明書を発行した場合 →令和6年度(令和5年度中の所得)の証明書</p> <p>■ 令和7年6月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度(令和6年度中の所得)の証明書</p>	課税(所得)証明書は、前年の所得を証明するものです。新年度の課税(所得)証明書は、6月1日(土日の場合は翌開庁日)から発行可能です。 例: 令和7年度の課税(所得)証明書(令和6年度中の所得の証明)は、令和7年6月1日より発行できます。
市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書	<p>申請年度の前年度のもの(未納額がある場合は、交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの、かつ、未納額のうちすべてが納期限未到来額となっているものに限り可)</p> <p>ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来を含む)が0円であるものは可</p>	税目や支払方法(源泉徴収、口座振替、窓口払等)により、納期限が異なります。納期限までに納めるべきものがすべて納めていたにいたっている場合は、未納額=うち納期限未到来額となります。 また、支払後、概ね10日程度は支払いの確認ができない場合があります。
除籍謄本	無し	※建物所有者(工事の場合は共有者を含む)が死亡している場合のみ必要です。
戸籍謄本	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	※建物所有者(工事の場合は共有者を含む)が死亡している場合に、法定相続人全員が確認できものが必要です。

印鑑登録証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヵ月以内のもの	※同意書等で、実印の押印が必要な場合のみ必要です
確定申告書の写し	申請年度の前年度のもの	※消費税仕入税額控除を行う場合のみ必要です。

# 手続きの流れ

## ■住宅再生型の場合

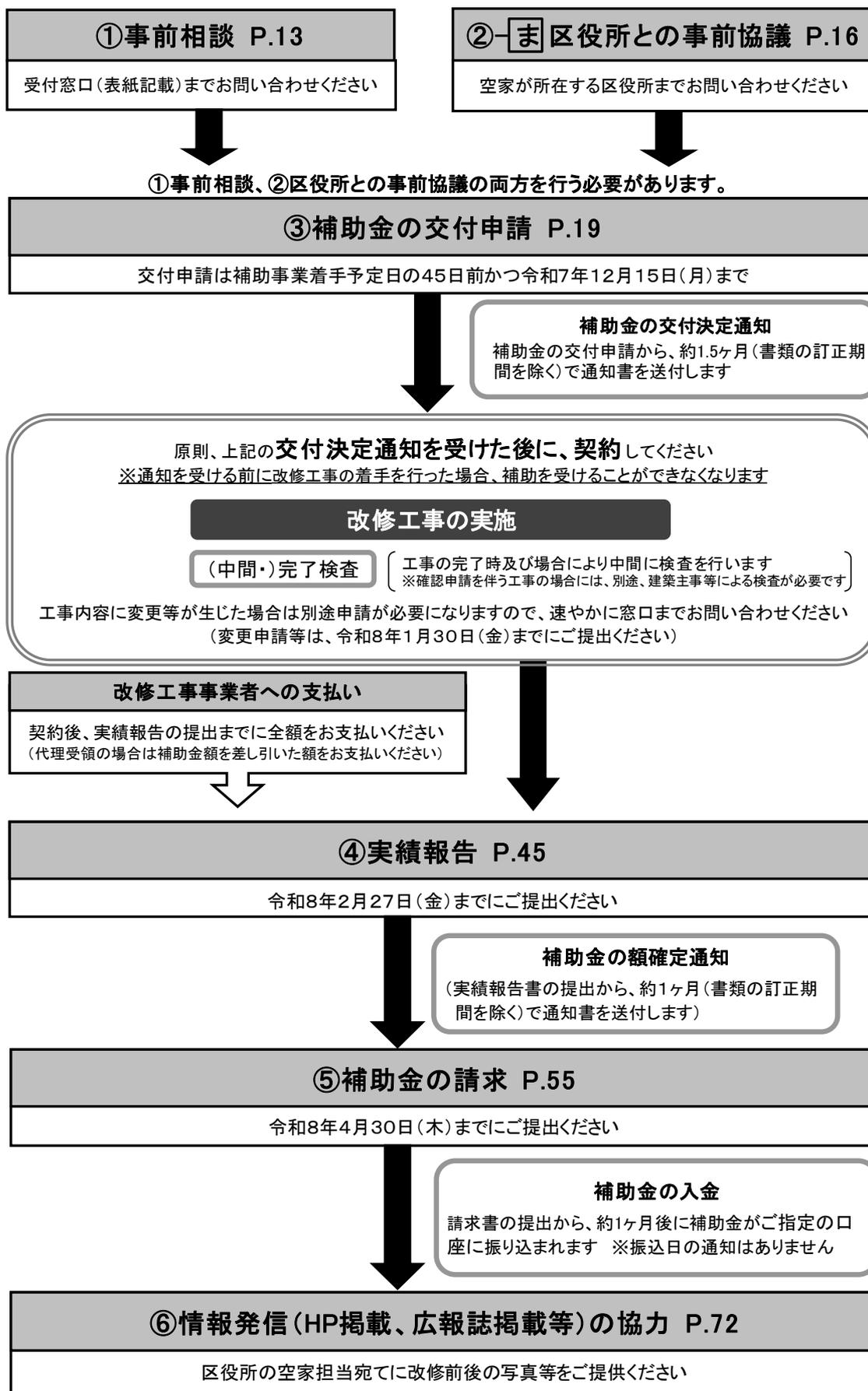


※各書類のご提出が締切り直前となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください

※確認申請を伴う工事の場合、実績報告までに検査済証の交付を受ける必要があるため、余裕をもって申請してください

※耐震改修工事中は仮囲い等に、耐震改修工事を行っている表示をするよう努めてください

## ■地域まちづくり活用型の場合



※各書類のご提出が締切り間際となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください  
 ※確認申請を伴う工事の場合、実績報告までに検査済証の交付を受ける必要があるため、余裕をもって申請してください  
 ※耐震改修工事中は仮囲い等に、耐震改修工事を行っている表示をするよう努めてください

## [① 事前相談]

受付窓口(表紙記載)までお問合せください。補助要件の確認を行います。

### ● 提出書類一覧(受付窓口(表紙記載)あて)

①事前相談		提出部数<1部>	
1	事前相談書		
2	写真	カラ-写真	建物外観を撮影
3	固定資産(家屋)評価証明書	原本又は 写し提出	建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できること(P.26 参照) 平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類も必要
4	間取り図		住宅以外の用途を含む場合は、住宅部分をマーカー等で明示

- ★ 長屋の区分所有で所有者が複数の場合は、それぞれ事前相談書を提出してください。
- ★ その他、上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ★ 居宅の用途以外については、原則として補助対象外となります。
- ★ 店舗・事務所等の用途を含む併用住宅の場合は、半分を超える床面積が住宅であることが要件となりますのでご注意ください。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。

### <注意事項>

- ・ 建物外観をわかりやすく写した写真を提出してください。
- ・ 地域まちづくり活用型の非営利団体や活用用途については②事前協議(P.16)により確認します。詳しくは空家が所在している区役所相談窓口までお問い合わせください。

## 〔②-住 事前協議〕に必要な書類及び記入例〈住宅再生型〉

③補助金交付申請書類と一緒に受付窓口(表紙記載)に提出してください。

### ● 提出書類一覧(受付窓口へ提出)

②事前協議		提出部数<1部>	
1	情報発信協力承諾書(住宅再生型)	様式 A	

- ★ 事前協議の内容については、空家が所在している区役所空家相談窓口までお問合せください。
- ★ 様式は区役所ホームページからダウンロードできます。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

## ②-住-1 情報発信協力承諾書（住宅再生型）（様式 A）

&lt;参考&gt;

<b>③補助金交付申請と一緒に受付窓口まで提出</b>		07 【事前協議用】様式A（●●区）
提出日（窓口受付日）を記入してください		令和 ● 年 6 月 24 日
● ● 区 長	住 所	大阪市北区中之島1-3-20
申請予定者	フリガナ	オオサカ タロウ
	氏 名	大阪 太郎
		(06)-●●●●-××××
大阪市空家利活用改修補助事業に係る情報発信協力承諾書（住宅再生型）		
空家の利活用を促進する目的で、大阪市が下記物件を利活用事例として情報発信を行うことを承諾するとともに、情報発信に活用するため、改修前・改修後の写真を提供します。		
記		
1 建物所在地 (地名地番)	大阪市 ●● 区	事業を行う建物の地名地番 ■■丁目▲▲番地
2 協力可能な内容 (□にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 大阪市の広報媒体（区広報、ホームページ、SNS（Twitter、Facebook等））への掲載 <input type="checkbox"/> ..... <input type="checkbox"/> .....	
※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン（又は押印）してください。（修正液・修正テープ等による修正は認められません。）		※区役所処理欄 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>
		※都整管理番号 ( )

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 様式については、空家の所在する区役所にお問合せください。区役所ホームページからもダウンロードできます。

## 〔②- ⑤ 事前協議〕に必要な書類及び記入例<地域まちづくり活用型>

空家が所在する区の区役所空家相談窓口において事前協議を行ってください。事前協議の完了後、③補助金の交付申請を行うことができます。

●提出書類(区役所空家相談窓口へ提出)

②事前協議			提出部数<1部>
1	地域まちづくり活用型に係る事前協議書	様式 B-2	
2	情報発信協力承諾書(地域まちづくり活用型)	様式 A	
3	団体の確認書類		区役所へご相談ください
4	活動計画書	様式あり	
5	今後の活動計画	様式あり	
6	事業収支予算書	様式あり	
7	空家の付近見取図		方位・道路および目標となる目標となる地物を明示、敷地はマーカー等すること
8	改修計画図面		

- ★ 事前協議の内容については、空家が所在している区役所空家相談窓口までお問合せください。
- ★ 様式は区役所ホームページからダウンロードできます。
- ★ 空家所有者が申請者となる場合は、空家所有者と活動団体(非営利団体)と連名で事前協議書類を提出してください。
- ★ 非営利団体であることや改修後の用途(活動内容)について区役所で確認を行います。必要書類など、詳しくは区役所空家相談窓口までお問い合わせください。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

②-**ま**-1 地域まちづくり活用型に係る事前協議書（様式B-2）

&lt;参考&gt;

<b>区役所へ提出</b>		11 【事前協議用】様式B-2（各区共通） (耐震改修工事・地域まちづくりに資する改修工事)	
区役所受付日を記入してください		令和 ●年 5月 24日	
● ● 区 長		住 所 大阪市北区中之島1-3-20	
申請予定者 フリガナ		チイキカツドウ オオサカ●●●	
氏 名		NPO法人 地域活動 代表 大阪 ●●●	
<p>※事前に、区役所と活動内容等について協議のうえ、作成してください。 ※インスペクション・耐震診断・耐震改修設計の補助申請にかかる事前協議において提出済の資料等については、提出不要となる場合がありますので、詳しくは、区役所窓口までお問合せください。</p>		(06)●●●●-XXXX	
大阪市空家利活用改修補助事業に係る事前協議書（地域まちづくり活用型）			
<p>大阪市空家利活用改修補助事業（地域まちづくり活用型）の要件について、事前協議を行うため、下記のとおり、関係資料を提出します。</p> <p>また、補助事業により地域まちづくりに資する用途に改修した空間において実施した活動について、年1回以上、書面による報告を行います。</p>			
記		事業を行う建物の地名地番	
1 建物所在地 (地名地番)	大阪市 ●● 区 ■■丁目▲▲番地		
2 補助事業内容 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input checked="" type="checkbox"/> 地域まちづくりに資する改修工事		
3 提出書類	必要書類は区役所窓口にご確認ください		
<p>① 情報発信協力承諾書（地域まちづくり活用型）</p> <p>② 活動団体が「非営利団体」であることを確認できる資料</p> <p>③ 「地域まちづくりに資する用途」であることを確認できる資料 (活動計画書、今後の活動計画、事業収支予算書、空家の付近見取図、改修計画図 等)</p>			
<p>※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください(修正液・修正テープ等による修正は認められません)</p>		<p>※区役所処理欄</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>	
※都整管理番号 ( )			

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 様式については空家の所在する区役所にお問い合わせください。区役所ホームページからもダウンロードできます。

## ②-ま-2 情報発信協力承諾書(地域まちづくり活用型) (様式 A) &lt;参考&gt;

## 区役所へ提出

12 【事前協議用】様式A (●●区)

令和 ●年 5月 24日

● ● 区 長

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

申請予定者 フリガナ テイキカツドウ オオサカ●●●

氏 名 NPO法人 地域活動  
代表 大阪 ●●●

## 大阪市空家利活用改修補助事業に係る情報発信協力承諾書(地域まちづくり活用型)

空家の利活用を促進する目的で、大阪市が下記物件を利活用事例として情報発信を行うことを承諾するとともに、情報発信に活用するため、改修前・改修後の写真及び活動状況のわかる写真を提供します。

## 記

事業を行う建物の地名地番

1 建物所在地 大阪市 ●●区 ■■丁目▲▲番地  
(地名地番)

2 協力可能な内容 (□にチェック)

大阪市の広報媒体(区広報、ホームページ、SNS(Twitter、Facebook等))への掲載

. . . . .

. . . . .

必ず協力していただく項目です。  
✓を入れて提出してください

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください(修正液・修正テープ等による修正は認められません)

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 様式については、空家の所在する区役所にお問合せください。区役所ホームページからもダウンロードできます。

## 〔③補助金の交付申請〕に必要な書類及び記入例

### ● 受付期間

申請の受付期限は**令和7年12月15日(月)**です。ただし、予算執行の状況により、期限前に受付を終了する場合があります。

事前相談書の提出後、3ヶ月以内に補助申請をしなかった場合は、改めて事前相談書を提出してください。

### ● 提出書類一覧（受付窓口(表紙記載)あて）

耐：耐震改修工事  
他：性能向上に資する改修工事・地域まちづくりに資する改修工事

③補助金交付申請				* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>		耐	他
1	補助金交付申請書	様式1	補助事業者＝補助金申請者	●	●				
2	委任状	様式あり	申請書類の提出・訂正、各種書類の受け取りを空家利活用改修事業者へ委任する場合に提出	●	●				
3	付近見取図		方位・道路及び目標となる地物を明示、敷地はマーカ一等すること	●	●				
4	誓約書	様式あり		●	●				
5	固定資産(家屋)評価証明書	原本又は写し提出	建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できること 平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類も必要	●	●				
6	住民票（直近のもの）	世帯全員分原本又は写し提出	※昭和56年5月31日以前に建築された建物の場合に提出 補助事業者が法人の場合は、代表者の氏名を確認できる公的書類(法人の登記事項証明書等)	●	—				
7	課税(所得)証明書 (申請年度(前年中の所得)のもの)	世帯全員分原本又は写し提出	※住宅再生型の耐震改修工事のみ必要 ・昭和56年6月1日以降に建築された建物の場合、世帯全員分は不要、申請者分のみ提出 ・補助事業者が法人の場合、法人の課税(所得)証明書のみ提出	●	—				
8	納税証明書（前年度分）	原本又は写し提出	・市民税(法人の場合は法人市民税)・固定資産税及び都市計画税(市内に所有するすべての土地建物)の納税証明書 ・補助事業者と同一世帯に共有者がいる場合には、その共有者の納税証明書も提出	●	●				
9	建物所有者または法定相続人全員の同意書(実印)、印鑑登録証明書	様式あり 原本又は写し提出	・共有者、区分所有で代表申請の場合に提出 ・法定相続人が複数いるときの代表申請の場合に提出 ・賃借人、配偶者、一親等以内の親族による申請の場合に提出	●	●				

③補助金交付申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>	耐	他
10	戸籍謄本、除籍謄本 等	原本又は 写し提出	・建物所有者死亡の場合に提出 建物所有者が死亡していることを確認できる公的書類及び法定相続人全員が確認できる公的書類(出生してから亡くなるまでの連続した戸籍謄本等) ・配偶者や一親等以内の親族による申請の場合に提出 建物所有者との関係が確認できる公的書類	●	●	
11	建築確認済証及び検査済証の写し		<u>非木造</u> の場合のみ提出	●	●	
12	改修工事 見積書の写し		単価・数量を入れたもの (見積書に計上されている数量は図面で確認できること)	●	●	
13	◎ 耐震診断・耐震改修計画の説明 について	様式あり	同一年度に申請された耐震診断費補助制度Ⅱ型の実績報告に添付されている場合のみコピー可	●		—
14	改修計画書	様式あり		●	●	
15	◎ 現状の耐震診断書		診断所見等、現地調査内容を詳細に記入したものを添付	●	●	
	◎ (現況写真:各部屋・劣化箇所・ 外観・床下・屋根裏・水まわり 等)	カラ-写真	現況写真は、撮影箇所、劣化等の内容が分かるようにコメントを記入	●	●	
16	◎ 現況図	現況平面図	劣化箇所を記入	●	●	
		求積図	申請建物の延べ面積及び必要耐力算出用床面積(現況平面図と兼用可、住宅以外の用途がある場合は、住宅部分の範囲を明示)	●	●	
		基礎伏図	基礎の種類・劣化箇所を図示(現況平面図と兼用可)	●		—
		その他		●		—
17	◎ 改修(補強)後の耐震診断書			●		—
18	◎ N値計算書		平成12年建設省告示第1460号(以下「告示」)に基づく金物を取り付ける場合は、その旨を改修平面図に記入し、省略可	●		—
19	◎ 耐震改修 計画図	改修平面図	補強内容、設置する柱頭・柱脚金物を図示	●		—
		求積図	現状から変更がある場合のみ(改修平面図と兼用可)	●		—
		補強詳細図	金物の種類・釘・ビスピッチなど検査の時確認できる図面	●		—
		基礎改修図	劣化改修を行う場合、どのように改善するのかを図示。新設基礎がある場合は新設基礎詳細図も図示	●		—

③補助金交付申請			* 下記の順番に並べて提出してください。	提出部数<2部>	耐	他
	屋根改修図		屋根の葺き替えをする場合、屋根の面積・足場の数量を図示	●	—	
	その他図面		劣化の補修内容を図示した図面（改修平面図と兼用可）	●	—	
	商品カタログ		補強部材の技術評価書の写し、告示表3の記号が確認できるもの	●	—	
20	性能向上に資する改修計画図		補助対象工事の内容や仕様、位置等を図示（耐震改修平面図と兼用可、見積書に計上している数量を確認できるようにすること）	—	●	
	地域まちづくりに資する改修計画図		省エネルギー改修を行う場合、商品カタログ等、補助要件を確認できるものを添付すること	—	●	
21	◎ 建築士の資格証、耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し		資格を証明できる書類（資格要件 P.1 参照）	●	●	
	◎ 耐震診断・耐震改修設計技術者について	様式あり	建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士であること（公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（平成 24 年度以降に開催されたものに限る）」の受講修了者で建築士以外の者は不要）	●	●	
22	補助金交付額算出書	様式あり	交付申請時と異なる場合のみ提出	△	△	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります（建物が不動産市場に流通しておらず、3か月以上空家であることを確認できる書類等）。
- ★ 提出部数は計2部です。（正本1部・副本1部）副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- ★ 交付決定通知書を受ける前に契約を行った場合は、交付申請時に工事請負契約書（写し）及び改修箇所全ての着手前写真（新聞等の日付が確認できるものを含む）を提出してください。また、交付決定通知を受領した後、速やかに着手届（様式 27）を提出するとともに、改修箇所全ての着手前写真（新聞等の日付が確認できるものを含む）を提出してください。

◎ 次のいずれかの条件が満たされた場合の補助金の交付申請については、一部の添付図書を省略することができます。

【条件1】耐震改修工事の申請書を提出しようとする年度と同一年度に、耐震診断費補助制度Ⅱ型について、補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修工事の内容及び見積りが、耐震診断費補助制度Ⅱ型の実績報告書の内容と同じ場合

（省略可能な図書）

13. 耐震診断・耐震改修計画の説明について
15. 現状の耐震診断書（現地調査写真を含む）
16. 現況図
17. 改修後の耐震診断書
18. N値計算書
19. 耐震改修計画図

## 21. 耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し・耐震診断・耐震改修設計技術者について

【条件2】性能向上に資する改修工事または地域まちづくりに資する改修工事の申請書を提出しようとする年度と同一年度に、耐震改修工事について補助金額の確定が通知されている場合

(省略可能な図書)

15. 現状の耐震診断書(現地調査写真を含む)

16. 現況図

21. 耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し・耐震診断・耐震改修設計技術者について

**<注意事項>**

- ・ 建物所有者が複数(共有名義や長屋の区分所有)の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください。
- ・ 連名での申請を行う場合、次の提出書類は連名用の様式を使用してください。  
「1. 補助金交付申請書」「2. 補助金交付額算出書」
- ・ 固定資産(家屋)評価証明書の建物所有者と補助事業者が異なり、その他公的書類で補助事業者の住所が確認できない場合は、現住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し 等)を提出してください。
- ・ 補助事業者の転居により、公的書類と現住所が異なる場合には、従前の住所と現住所が確認できるもの(住民票等)を提出してください。

③-1 補助金交付申請書（様式1）

様式1（第5条関係、第9条関係） 【共通】

申請日（窓口受付日）を記入してください → 令和 ●年 6月 24日

大阪市 補助事業者（申請者）の住所（公的書類に記載の住所）・氏名及びフリガナ（必ずカタカナで）を記入してください

住所 大阪市北区中之島1-3-20  
フリガナ オオサカ タロウ  
氏名 大阪 太郎

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン（又は押印）してください  
（修正液・修正テープ等による修正は認められません）  
※捨印はご使用いただけません

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

・あてはまる内容をチェックしてください  
・性能向上（地域まちづくり）に資する改修工事と耐震改修工事はまとめて申請することができます

1 補助事業名称 大阪市空家利活用改修補助事業  
 住宅再生型  地域まちづくり活用型

補助事業内容  
 耐震改修工事  
 性能向上に資する改修工事  
 地域まちづくりに資する改修工事

2 建物所在地（地名地番） 大阪市 北 区 中之島1丁目3番地 → 工事を行う建物の地名地番

3 交付申請額 金 1,750,000 円 ← 補助金の申請額

4 構造 [ 木造 ・ 非木造 ]

5 住宅の建て方 [ 戸建住宅 ・ 長屋（ 戸 ） ] → 該当する項目に○をしてください  
長屋の場合は、戸数を忘れず記入してください

6 階 数 2 階建て

7 延べ面積 95.66 m<sup>2</sup> ← 小数点第2位まで記入（建築基準法上の面積）

8 居住形態 [ これから居住（自己居住・貸家）・これから使用（地域まちづくりに資する用途） ]

9 補助事業等の着手及び完了予定日 令和 ●年 8月 10日～令和 ●年 10月 31日 → 申請日から45日以後の日付を記入してください  
該当する項目に○をしてください

10 過去の補助制度活用状況 [ 活用した ・ 活用していない ] → 当該年度の2月末日までの日付を記入

11 空家期間 6.5 か月 ← 小数点第1位まで記入（小数点第2位を切り捨て）

12 法令に基づく措置 [ 命じられている ・ 命じられていない ]

<注意事項>

- ・ 建物所有者が複数（共有名義や区分所有の長屋）の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください（代表者による申請の場合は、補助事業者（申請者）以外の建物所有者または法定相続人全員の同意書（実印）と印鑑登録証明書が必要です）。
- ・ 書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

## ③-2 委任状（様式あり）

委 任 状	
(代理人)	
所在地	〒 ●●● - ●●●● 大阪市○区△△ ×丁目○番△号
会社名	株式会社○○○建築設計事務所
氏名	淀屋橋 一郎
電話番号	( 06 ) 0000 - ××××
E-mail	kentikusekai@000.00
見積書等と同じように正確にご記入ください。	
<p>私は、上記の者を代理人と定め、大阪市空家利活用改修補助事業に係る下記の権限を委任します。</p>	
記	
1 申請内容	<input type="checkbox"/> インспекション <input type="checkbox"/> 耐震診断・耐震改修設計（Ⅱ型） <input checked="" type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりに資する改修工事
	<input type="checkbox"/> 耐震診断（Ⅰ型） <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input checked="" type="checkbox"/> 性能向上に資する改修工事
2 委任事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助申請書類の提出に関すること</li> <li>・ 補助申請書類の訂正に関すること</li> <li>・ 通知書等各種書類の受け取りに関すること（該当するものにチェック）</li> <li><input type="checkbox"/> 電子メールでの受け取りを希望する</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 上記住所へ郵送での受け取りを希望する</li> </ul>
令和 ● 年	6 月 1 日
住所	〒 ●●● - ●●●● 大阪市北区中之島 1-3-20
委任者 (補助事業者) 氏名	大阪 太郎
電話番号	( 06 ) 0000 - ××××
E-mail	tarou_osaka@000.00

## ＜注意事項＞

- ・ 手続きを委任される場合に必要です。
- ・ 委任事項を確認してください。
- ・ 書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、氏名の横にサイン（又は訂正印）が必要です。
- ・ 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差し替えるか、サイン（又は訂正印）により訂正（代理人と委任者（補助事業者）両者のサイン（または訂正印の押印）が必要）してください。

## ③-4 誓約書（様式あり）

大 阪 市 長

## 誓 約 書

この度、大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱の規定を遵守するとともに、事業の目的を理解した上で、以下のことを誓約します。

本補助事業の対象となる空家については、不動産市場に流通しておらず、3か月以上使用されていません。

また、補助金の交付を目的に、本補助事業の趣旨に反し、故意に空家としたものではありません。

本補助事業の実施は、空家の売却を前提としたものではありません。

本補助事業の実施に伴い、建築基準法に基づく建築確認申請が必要な場合には、適切に手続きを行うとともに、実績報告時に建築確認済証の写し及び検査済証の写しを提出します。

万一、本補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく補助対象財産の取扱い及び同要綱に違反した場合において、補助金の支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者（申請者）の住所（公的書類に記載の住所）・氏名を記入してください。

令和 ● 年 6 月 24 日

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

補助事業者

氏 名 大阪 太郎

③-5 固定資産(家屋)評価証明書

家屋の評価額・相当税額などを証明します。 (証明書見本)

### 証明書(家屋)

住所 (所在地)	大阪府北区中之島1丁目3番20号		
所有者 (名称)	氏名	大阪 太郎	共有人数 外 1名
	家屋の所在 家屋番号	種類	構造
	床面積 (㎡)	令和〇〇年度価格 (円)	
①	●●区●●1丁目●●番地●● 10	居宅	木・瓦・2 外 1棟
	170.42	価格	¥100,000
	上記1行目の内訳	居宅	木・瓦・2
	10		155.42
	15,000	価格	¥85,000
	上記1行目の内訳	居宅	木・瓦・1
	15.00	価格	15,000
		以下 余白	

種類が「居宅」「共同住宅」、もしくは床面積の過半が「居宅」「共同住宅」である場合のみ補助対象となります。

上記のとおり固定資産課税台帳に登録されていることを証明します。

備考	行内訳の価格は、価格相当額です。 共有者 総分2/3 氏名(名称)大阪 太郎 持分2/3 ② 氏名(名称)大阪 花子 持分1/3 1行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●●番地●●号 2行目 家屋番号10 登記簿上の所在 ●●1丁目●●番地●●号 1行目 昭和6年建築 ③ 2行目 昭和6年建築 3行目 昭和27年建築
----	--

②...申請者の「必要な付記事項」の「共有者氏名」をチェックした場合に記載します。  
 ③...申請書の「必要な付記事項」の「建築年」をチェックした場合に記載します。

税課第 〇〇- 〇〇 号  
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

大阪市長 見本

※ ①~③ の箇所を確認するために必要な書類です。

申請される際には、申請書に下記項目のチェックを忘れずに記入してください

- [必要な付記事項]
- 共有者氏名
  - 建築年
  - 棟明細(棟詳細のみ・合計と棟明細)
  - 減失している旨
  - その他( )

<注意事項>

- ・ 建築年次と共有者氏名と棟明細が記載されているものがが必要です。
- ・ 証明書の建物所有者が死亡している場合には、建物所有者が死亡していること及び法定相続人全員が確認できる公的書類(除籍謄本等)が必要です。
- ・ 平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日まで確認できる書類が必要です。(登記簿謄本、建築確認済証等)

## ③-6 住民票(原本又は写し)

住民票		住		民		票	
大阪市平野区							
世帯主		住		所		異動年月日 届出年月日	異動事由
1	氏名	生 綱		市民となった年月日		住民票コード 大阪市への 届出の 年月日	記載省略
	本籍	記載省略		原籍者氏名	記載省略		
	異動年月日	届出年月日					
	異動年月日	届出年月日					
2	氏名	生 綱		市民となった年月日		住民票コード 大阪市への 届出の 年月日	記載省略
	本籍	記載省略		原籍者氏名	記載省略		
	異動年月日	届出年月日					
	異動年月日	届出年月日					
3	氏名	生 綱		市民となった年月日		住民票コード 大阪市への 届出の 年月日	記載省略
	本籍	記載省略		原籍者氏名	記載省略		
	異動年月日	届出年月日					
	異動年月日	届出年月日					
4	氏名	生 綱		市民となった年月日		住民票コード 大阪市への 届出の 年月日	記載省略
	本籍	記載省略		原籍者氏名	記載省略		
	異動年月日	届出年月日					
	異動年月日	届出年月日					

(230)

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 〇年 〇月 〇日

大阪市●●区長 ●●●●

## ＜注意事項＞

- ・ 世帯全員が示されたものがが必要です。(直近のもの)
- ・ 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の掲示を求める場合があります。)
- ・ 交付申請の受付時点で、発行から6カ月以内のものを提出してください。

③-7 課税(所得)証明書(原本又は写し)

令和7年度市民税・府民税証明書  
(令和6年中の所得証明書)

(参考)

使用目的別の証明書見本

納税義務者	住所	大阪市北区中之島1丁目9番20号		
	平成30年1月1日現在 住所(所在地)	同上		
	氏名	大阪 太郎		

市民税・府民税額(円)		課税標準額(計)		¥2,171,000
区 分	所得割額	均等割額	税 額	年 税 額
市 民 税	¥84,700	¥3,500	¥88,200	¥111,100
府 民 税	¥21,100	¥1,800	¥22,900	

所得金額(円)			
給与支払金額	¥5,436,629		
給与所得	¥3,808,800	以下	余 白
合 計	¥3,808,800		

所得控除額(円)			
基 礎 控 除	¥70,000	障 害 控 除	¥0
医 療 費	¥11,530	培 養 保 険 料	¥22,000
社 会 保 険 料	¥543,663	養 老 保 険 料	¥0
小規模共済等掛金	¥0	勤 労 学 生 給 付 金	¥0
		配 偶 者 ・ 扶 養 控 除	¥660,000
		配 偶 者 特 別 控 除	¥0
		基 礎 控 除	¥330,000
		合 計	¥1,637,193

税額控除額(円)					
区 分	市 民 税	府 民 税	区 分	市 民 税	府 民 税
調 整 控 除	¥2,000	¥500	寄附金税額控除	¥9,339	¥2,335
配 当 控 除	¥0	¥0	外 国 税 額 控 除 等	¥0	¥0
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	¥77,640	¥19,410	配当控除-株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

除除対象所得者	扶養親族	特 別 養 老 人(内同居)	16歳未満	その他	合計(配偶者除く)	特別障害がい	その他障害がい	特別養老	寡 夫	勤 労 学 生	事業専従者
有-無記	0人	0人(0人)	1人	1人	3人	本人該当					区分 **
1等特別障害がい者(内同居)	その他障害がい者	合計(本人除く)									専従者数
0人(0人)	0人	0人									給与所得
											¥0

(備考) 空白

①

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(別この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)

区 分	所得割額	均等割額	税 額	年 税 額
市 民 税	¥63,500	¥3,500	¥67,000	¥111,100
府 民 税	¥42,300	¥1,800	¥44,100	

区 分	市 民 税	府 民 税	区 分	市 民 税	府 民 税
調 整 控 除	¥1,500	¥1,000	寄附金税額控除	¥7,004	¥4,670
配 当 控 除	¥0	¥0	外 国 税 額 控 除 等	¥0	¥0
住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除	¥58,230	¥38,820	配当控除-株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

令和 )とおり相違ないことを証明します。  
 税証第 - 号  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 大阪市長 見本

令和

※ 補助事業者の年間所得が 1,200 万円以下であることを確認するために必要な書類です。  
(住宅再生型の耐震改修工事を行う場合に必要)

<注意事項>

- ・ 申請年度(前年中の所得)または、申請年度の前年度(前々年中の所得)の課税(所得)証明書の提出が必要です。申請年度(前年中の所得)の課税(所得)証明書は、6月1日より発行できます。
- ・ 世帯全員分の全ての項目が記載された証明書が必要です。昭和56年6月1日以降に建築された建物の場合は、申請者のみの証明書を添付してください。

## ③-8 納税証明書(原本又は写し)

(証明書見本)

納 税 証 明 書

納税義務者	住所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号				
	氏名 (名称)	大阪 太郎				
番号	年度又は 事業年度等	税目	課税額	納付済額	未納額	うち納期限 未到来額
1	令和●年度	市民税・府民税	¥255,000	¥255,000	¥0	¥0
			以下	余白		
備考	空 白					

**納付が全額すんでいること。**

**未納額(納期限未到来額を含む)が0円であること。**

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 471- 5 号  
令和●年 ●月 ●日

大阪市長 

## 〈注意事項〉

- ・ 市民税、固定資産税、都市計画税の確認ができる納税証明書を提出してください。
- ・ 原則として、前年度のものがが必要です。ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来を含む)が0円であるものは可とします。
- ・ 市町村から発行された原本又は写しの提出が必要です。(原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の掲示を求める場合があります。)

## ③-9 同意書・印鑑登録証明書（様式あり）

(耐震改修工事・性能向上に資する改修工事・地域まちづくりに資する改修工事に用)

令和 ● 年 4 月 10 日

大 阪 市 長

(建物所有者)

住所 **大阪市北区中之島1-3-20**

氏 名 **大阪 花子** 実印

印鑑登録証明書の住所、氏名を記入してください。

同意書

私が所有する下記表示の建物について、次の者が補助事業者となり、大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱に基づき改修工事に係る補助事業を行うこと及び補助事業を行うことに伴い大阪市が必要な調査及び検査のために対象建物等に立ち入ることに同意します。

また、本補助事業の実施において問題が生じたとしても、当事者間で解決し、大阪市に迷惑をかけません。

(補助事業者)

住所 **大阪市北区中之島1-3-20**

氏 名 **大阪 太郎**

記

家屋評価証明書等(公的証明)に記載の内容を記入してください。

(補助対象となる建物)

家屋の所在 大阪市 **北** 区 **中之島1丁目3番地**

家屋番号 **10**

種 類 **居宅**

構 造 **木・瓦・2**

床 面 積 **95.66** 平方メートル

## ＜注意事項＞

- ・ 建物所有者による申請で、公的証明書により建物所有者が1人と確認できる場合は不要です。
- ・ 建物所有者が複数(共有名義や区分所有の長屋)の場合または法定相続人が複数いる場合で、代表者による申請の場合は、補助事業者(申請者)以外の建物所有者又は法定相続人全員の方の「同意書(実印)」及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。
- ・ 賃借人、配偶者または一親等以内の親族や非営利団体等、建物所有者以外の者が補助申請を行う場合は、建物所有者(複数人いる場合は全員)の同意書(実印)と印鑑登録証明書が必要です。
- ・ 書類の訂正箇所は、二重線の上に実印を押印してください。



③-13 耐震診断・耐震改修計画の説明について（様式あり）

**○耐震診断・耐震改修計画の説明について**

(1) 説明者  
 会社名：**株式会社●●●建築設計事務所**  
 氏名：**淀屋橋 一郎**  
 資格： 一級建築士  
 二級建築士  
 木造建築士  
 「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」受講修了者  
 「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」受講修了者  
 「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」受講修了者  
 「耐震改修技術者講習会」受講修了者

※本申請に添付した資格証と同じものにチェックしてください

(2) 説明内容  
 現状の耐震診断書  
 耐震改修計画図  
 現状の耐震診断に基づく改修後の耐震診断書  
 上部構造評点  
 各階とも上部構造評点を1.0以上（一応倒壊しない）  
 各階とも上部構造評点を0.7以上（倒壊する可能性がある）  
 1階のみ上部構造評点を1.0以上（1階は一応倒壊しない）  
 シェルター設置  
 耐震改修促進税制  
 所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置の適否  
 建築基準法に関する手続き  
 建築確認申請 不要  建築確認申請 必要  
 ※該当するすべてにチェックしてください

(3) 説明日  
 令和●年9月1日

※(1)～(3)は耐震診断技術者又は耐震改修設計技術者が記入してください。

---

上記の建築士等から、耐震診断・耐震改修計画の説明を受け、下記成果品を受領しました。

現状の耐震診断書  
 耐震改修計画図  
 現状の耐震診断に基づく改修後の耐震診断書  
 上部構造評点  
 耐震改修促進税制  
 建築基準法に関する手続き

※該当するすべてにチェックしてください

(補助事業者)  
 氏名：**大阪 太郎**

＜注意事項＞

- ・耐震診断と耐震改修設計を別の技術者が行った場合は、技術者毎に1枚作成し、当該技術者が説明を行った範囲のみチェックしてください。
- ・補助事業者が複数の場合はそれぞれに説明を行い、書類を作成してください。
- ・令和7年4月施行の建築基準法の改正により、大規模の修繕・模様替えにおいて建築確認申請が必要となる範囲が拡大しています。確認申請が必要であるか、十分注意して設計を行ってください。なお、確認申請が必要な場合は、改修工事の実績報告までに、検査済証の交付を受ける必要があります。

## ③-14 改修計画書（様式あり）

## ○改修計画書

## (1) 現状建物の概要

補助事業者	大阪 太郎		
所在地 (地番)	大阪市北区中之島1丁目3番地		
所在地 (住居表示)	大阪市北区中之島1-3-20		
住宅の建て方	戸建 ・ 長屋 ( 戸 )		
建築年月	昭和46年	構造	木造
延べ面積	95.66 m <sup>2</sup>	階数	2階
住宅部分の面積 ※併用住宅の場合	70.25 m <sup>2</sup>	住宅部分の比率 ※併用住宅の場合	73 %
確認済証番号	大〇△ 第0123号	完了検査合格証番号	

現状建物の建築基準法上の延べ面積をご記入ください。

特記事項	屋根	土葺き瓦屋根
	基礎	無筋コンクリート、布基礎（ひび割れあり）
	壁	土塗り壁
	設備	
	その他	外壁に0.3mm以上の亀裂あり

店舗等住宅以外の用途がある場合はご記入ください。

## (2) 耐震改修計画箇所

区分	上部構造評点		耐震改修概要
	従前	従後	
3階	X		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上部構造評点を引き上げる改修を記入してください</li> <li>・主要なもの（屋根・壁・基礎等）のみを記入してください</li> <li>・屋根の改修は最上階に、基礎の改修は1階に記入してください</li> </ul>
	Y		
2階	X	0.82	屋根：カラーベストコロニアル葺（軽量化） 及び屋根葺替に伴う雨樋の交換 壁：耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強
	Y	1.20	
1階	X	0.40	壁：耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強 基礎：耐力壁及び柱設置部に鉄筋コンクリート基礎新設
	Y	0.89	

目標とする上部構造評点

各階1.0以上

## (3) 性能向上に資する改修計画箇所

改修項目	施工箇所	従前仕様	従後仕様（改修内容） ※別紙（補助要件の確認書） により要件を確認
A:窓の断熱	1階居間	内窓なし	内窓設置
A:窓の断熱	1階居間	金属製建具（単板ガラス）	金属製建具（Low-E複層ガラス 中空層：ガス封入、厚4mm）交換
B:天井・床の断熱	屋根	断熱材なし	断熱材施工（A-1 3.2㎡）
C:エコ住宅設備	台所・浴槽	—	高断熱浴槽・高効率給湯器・節湯水栓設置
D:段差解消	玄関～廊下	段差レベル20mm	段差レベル5mm
E:廊下幅拡張	1階廊下	幅500mm	幅750mm
F:階段の改良	階段	勾配 ▲/■	勾配 ▲/●
G:トイレの改良	トイレ	和式便器	洋式便器
H:内装（木工事含む）	1階居間内壁	化粧合板	石膏ボード張りの上クロス仕上げ
H:外装・屋根	1階居間	—	建具新設

この表に記入してください

## (4) 地域まちづくりに資する改修計画箇所

改修項目	施工箇所	従前仕様	従後仕様（改修内容）

この表に記入してください

## (5) 改修スケジュール

項目	交付決定通知後											
	1	2	3	...	30					60		90
壁補強工事	←—————→											
屋根葺替工事												
内外装工事						←—————→						
雑工事										←—————→		

※スケジュールは、補助金交付通知を受けた日を起点に日数による工程として記入してください。  
なお、工事については、補助金交付通知を受けてから着手（契約を含む）してください。

## ③-15 現状の耐震診断書

### 診断所見(記載例)

#### 1. 建物重量

本建物は、屋根が「土葺瓦」、外壁が「土塗壁」、内壁が「石膏ボード壁」であることから、「非常に重い建物」と判断した。

#### 2. 基礎および地盤

基礎形式は、建物外周や床下の目視調査の結果、クラック等の劣化は見られなかった。また、鉄筋探査により、無筋コンクリートであることを確認した。以上より、無筋コンクリート造の布基礎として「基礎Ⅱ」として判断した。

(記載例：地盤がよい・普通の場合) 基礎や建物廻り等の状況により、特に悪い状況が確認できなかったため「よい・普通」として判断した。

(記載例：地盤が非常に悪い地盤と判定した場合) 地盤ハザード情報より第3種地盤に該当するため、「非常に悪い」として判断した。

#### 3. 形状割増係数(不整形建物の場合)

2階建ての1階については、短辺の長さが4.0m未満であるため、その階の必要耐力を1.13倍とした。

#### 4. バルコニー、小屋裏物置、塔屋等がある場合の診断上の考え方

小屋裏物置については、告示に基づき各階の必要耐力算出面積へ加算を行う。

塔屋については、面積が建築面積の1/8以下かつ5m以下のため、階数に含めていない。

#### 5. 柱頭・柱脚接合部

柱頭・柱脚の接合部に金物の確認ができなかったことから、ほぞ差し、釘打ち、かすがい等として「接合部Ⅳ」として判断した。

#### 6. 床仕様

床下及び天井点検口からの目視調査の結果、各階「火打ち+荒板」として判断した。

#### 7. 劣化の状況

屋根葺材及び呼び樋・縦樋に変退色やずれ欠落、また、南側の外壁の一部にクラックが見られたため劣化事象として劣化点数に考慮した。なお、その他部位の劣化については、確認できなかった。

#### 8. その他

バルコニーや共用廊下の計算用床面積の算定、吹き抜け等の考慮、鉄骨階段等の局所的な非木造部材の考え方、増改築の経過等、特筆すべき事項があれば明記してください。

(記載例：鉄骨階段の場合) 鉄骨階段については、鉛直荷重を支えているのみで建物本体の木造部との接合はピン接合であることから建物本体に水平力の負担はないため、木造として耐震診断を行う。

### <注意事項>

- ・ 診断所見(診断書には表現しきれない内容等を詳しく記入したもの)を添付してください。
  - ・ 軽い、重い、非常に重い建物と判断した理由
  - ・ 形状割増係数を考慮したもしくは考慮しない理由(不整形建物の場合)
  - ・ バルコニー、小屋裏物置、塔屋などがある場合の診断上の考え方(診断面積に含まない場合の理由等)
  - ・ コンクリート基礎の場合、鉄筋の有無を判断した理由
  - ・ 床仕様を判断した理由(現地調査写真から明らかに判断できる場合は不要)
  - ・ 劣化ありと判断した理由
  - ・ 壁や筋交いはあるが耐力に算入していない場合、その理由
  
- ・ 下記の確認ができるカラー写真を添付し、撮影場所(室名等)を記入してください。撮影できない部位がある場合は、その部位と理由(例:床下点検口なしのため 等)を記入して提出してください。
  - ①住宅の形状、耐力壁や筋かい、火打ち梁等の配置等の確認  
 外観(東西南北各1枚)、内部(各部屋1枚以上、廊下や洗面所を含む)を撮影するとともに、床下や天井裏から確認できる筋かいや火打ち、金物等の有無を確認し記録してください。
  - ②住宅の劣化状況の確認  
 軸組の劣化に関して、屋根や外壁、浴室壁等のひび割れの有無、床の傾斜・たわみ、木部の変退色等を確認し、劣化が認められた部位があれば必ず撮影してください。  
 基礎・地盤の不同沈下・支持力不足に関して、基礎のひび割れ等を確認し、耐力の低減を行う等を判断した根拠となる部位を撮影してください。

現地調査の実施においては、「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」により実施するとともに、大阪府建築物震災対策推進協議会が発行しているテキストを参考にしてください。

【木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく現地調査の注意事項(2012 年改訂版)(講習会補助テキスト)】

<http://www.pref.osaka.jp/attach/2228/00092815/taisinsnndanntyuuuujikou.pdf>

### ③-16 現況図 (A3サイズ:申請折り)

#### <注意事項>

- ・ 平面図には延べ面積の根拠となる計算式等を記入してください。(求積図を添付される場合は不要)
- ・ 現況の劣化部分の位置・状況を記入してください。(外壁のクラック、基礎のクラック 等)
- ・ 劣化部分の写真は撮り忘れのないように注意してください。

### ③-17 改修(補強)後の耐震診断書

#### <注意事項>

- ・ 建物仕様・接合部・基礎形式など、改修計画図と食い違いがないか確認ください。(改修計画と異なると、評点が変わってしまいます)

### ③-19 耐震改修計画図 (改修平面図・求積図・基礎改修図・屋根改修図 等)

#### <注意事項>

- ・ 耐震診断書図面との整合をよく確認してください。(柱・窓・建具等)
- ・ 耐震改修工事の内容や範囲( $m^2$ 、 $m$ 、本、箇所)等を図面に明記してください。(改修箇所に番号(①～)をつけてください。)
- ・ 耐震改修における劣化箇所に改修内容を記入してください。(浴室・内壁(シミ・浮き・クラック)・床(鳴り・傾き)・バルコニー・外壁(クラック)・基礎(クラック)等の劣化をどのように改善するのか。)
- ・ 構造部材の技術評価証等の写し(耐力壁の壁強さ倍率等が確認できる資料)と、告示表3の記号が確認できるもの、商品カタログ(適用範囲や設計、施工の体制等についての規定がわかるもの)を添付してください。
- ・ 仮設足場を設置する場合は、仕様と範囲( $m^2 \cdot m$ )を明記してください。仮設足場を補助対象工事以外のその他工事と併用する場合は、按分の必要がありますので、窓口(表紙記載)で按分方法をご相談ください。
- ・ 耐震改修において1階に補強部材を設ける場合は、直下に基礎があるか確認してください。直下に基礎がない場合は、原則として鉄筋コンクリート基礎を新設してください。また、直下の基礎がブロック基礎やレンガ基礎であって補強しない場合は、技術的判断の所見として記入してください。
- ・ 重複する工事内容を共に補助対象とすることはできません。耐震改修工事と性能向上に資する改修工事・地域まちづくりに資する改修工事とで、工事範囲が重複する場合などはご相談ください。

### ③-20 改修計画図 (性能向上に資する改修工事・地域まちづくりに資する改修工事)

#### <注意事項>

- ・ 性能向上に資する改修工事(地域まちづくりに資する改修工事)の内容や範囲( $m^2$ 、 $m$ 、本、箇所)等を図面に明記してください。(改修箇所に記号(㊸～)をつけてください。)
- ・ 重複する工事内容を共に補助対象とすることはできません。耐震改修工事や性能向上に資する改修工事・地域まちづくりに資する改修工事において、工事範囲が重複する場合などはご相談ください。

### ③-21 建築士・耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し（様式あり）

下記のいずれかの資格を証明できる書類が必要です。

#### ●耐震技術者の資格要件

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士(⑤の受講修了者で建築士以外の者を除く)であり、次のいずれかに掲げる者であること。

	木造	非木造
耐震診断技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ① + ⑥</li> <li>・ ④ + ⑥</li> <li>・ ⑤</li> <li>・ ⑥（木質系工業化住宅に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ② + ⑥</li> </ul>
耐震改修設計技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ① + ③ + ⑥</li> <li>・ ④ + ⑥</li> <li>・ ⑤ + ⑥</li> <li>・ ⑥（木質系工業化住宅に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ② + ⑥</li> </ul>

凡例)① 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項第1号に規定する「木造耐震診断資格者講習」<sup>※2</sup>の受講修了者

② 規則<sup>※1</sup> 第5条第1項各号のいずれかに該当する者

③ (一財)日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震改修技術者講習会」の受講修了者

④ (一財)日本建築防災協会が平成 24 年度及び平成 25 年度に主催又は共催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者

⑤ (公社)大阪府建築士会等が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度以降に開催されたものに限る。)」の受講修了者

⑥ 補助対象となる住宅の設計又は工事監理を行うことができる建築士資格を有する者

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第 28 号)

※2 (一財)日本建築防災協会が平成 26 年度以降に主催する「国土交通大臣登録 耐震診断資格者講習」等

## ○耐震診断・耐震改修設計技術者について

## (1) 耐震診断技術者について

耐震診断 技術者氏名	●● ●●
---------------	-------

所属する建築士事務所等

会社名	株式会社●●●建築設計事務所		
各種許可登録	<input checked="" type="checkbox"/> 建築士事務所登録		
	大阪府知事登録	( ● )	第 ●●●●●● 号
	知事登録	( )	第 号
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業登録		
	国土交通大臣許可	( 般 - ●● )	第 ●●●●●● 号
	大阪府知事登録	( - )	第 号
	知事登録	( - )	第 号

大阪府以外で登録されている場合は、こちらに記入してください。

## (2) 耐震改修設計技術者について

耐震改修設計 技術者氏名	●● ●●
-----------------	-------

所属する建築士事務所等

会社名	株式会社●●●建築設計事務所		
各種許可登録	<input checked="" type="checkbox"/> 建築士事務所登録		
	大阪府知事登録	( ● )	第 ●●●●●● 号
	知事登録	( )	第 号
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業登録		
	国土交通大臣許可	( 般 - ●● )	第 ●●●●●● 号
	大阪府知事登録	( - )	第 号
	知事登録	( - )	第 号

大阪府以外で登録されている場合は、こちらに記入してください。

## ③-22 補助金交付額算出書（様式あり）

## ●提出様式について

補助事業の内容（耐震改修工事、性能向上に資する改修工事、地域まちづくりに資する改修工事）により様式が異なりますので、該当するものを提出してください。

## 補助金交付額算出書 &lt;耐震改修工事（木造住宅）&gt;

補助事業者が1人又は代表者申請の場合

補助事業者名	大阪 太郎							
延べ面積・戸数	延べ面積	A	95.66	m <sup>2</sup>	戸数	B	1	戸

## ■工事費の入力

項目	金額	備考
耐震改修工事費（税抜）	C 2,500,000 円	
消費税（10%）	D 250,000 円	← $D = C \times 0.1$
耐震改修工事費（税込）	E 2,750,000 円	← $E = C + D$

## ■補助金交付額算出用 耐震改修工事費の算定（床面積による限度額との比較）

床面積あたりの単価の算定	F 28,748 円	← 税込耐震改修工事費÷延べ面積 $E \div A$ （1円未満切上げ）
Fが34,100円以下の場合 （該当する場合のみ記入）	G1 2,500,000 円	← Cの金額を記入 （1円未満切捨て）
Fが34,101円以上の場合 （該当する場合のみ記入）	G2 0 円	← $34,100 \text{円} \times A \div 1.1$ （1円未満切捨て）
補助金交付額算出用 耐震改修工事費	G 2,500,000 円	← 上記G1又はG2の金額

## ■補助金交付額の算出

補助金交付額算出用 耐震改修工事費の1/2	H1 1,250,000 円	← $G \times 0.5$ （千円未満切捨て）
1棟あたりの補助金の算定	H2 1,000,000 円	← 100万円 × 戸数（B）
補助金交付額	H 1,000,000 円	← 上記H1とH2の低い方の金額

## &lt;注意事項&gt;

- 補助金交付決定後、補助金の額が変更となる場合は、補助金交付変更申請が必要となります。

## 補助金交付額算出書（性能向上に資する改修工事）

補助対象となる住戸（住宅用途以外の部分を除く）の面積を記入してください

補助事業者名		大阪 太郎		対象面積	95.66 m <sup>2</sup>
(円・税抜)					
補助対象工事		見積金額（税抜）	諸経費等・値引きの按分後の見積金額（税抜）※ ①	限度額 ②	補助金交付額算出用 ①と②の低い方の金額※
省エネ改修	A 居間又は寝室における窓の断熱改修工事				
	B 外壁、屋根、居室の天井又は床の断熱改修工事	972,000	972,000		972,000
	C エコ住宅設備				
バリアフリー改修	D 段差解消工事				
	E 廊下幅等の拡張工事				
	F 階段の改良工事				
	G トイレの改良工事	1箇所			
その他改修	・内装工事（木工事を含む）	388,000	388,000	3,434,194	388,000
	・建具工事				
	・外装工事、屋根工事				
	・基礎工事				
	・上下水道設備工事				0
	・ガス設備工事				
	・電気設備工事				
	・その他設備工事				
	・台所の改修費				
	・トイレの改修費	1箇所	200,000	200,000	300,000
・浴室の改修費					
・洗面室の改修費					
A～Hの工事にかかる諸経費等					
値引き					
補助対象費用の合計		1,560,000			
補助金交付額算出用工事費の合計（1円未満切捨て） ③					1,560,000
③（補助金交付額算出用工事費の合計）の1/2（千円未満切捨て） ④					780,000
上限額（75万円） ⑤					750,000
補助金交付額（性能向上に資する改修工事） ④と⑤の低い方の金額					750,000

\* 見積書の該当箇所にマーカーで印を付けるなど、根拠資料を添付してください。

※ 四捨五入表示のため、項目ごとに表示されている金額の合計値が補助対象費用の合計欄の数値と異なる場合があります。

### <注意事項>

- 補助金交付決定後、補助金の額が変更となる場合は、補助金交付変更申請が必要となります。

## 補助金交付額算出書（地域まちづくりに資する改修工事）

地域まちづくりに資する用途の面積を記入してください

補助事業者名	大阪 太郎	対象面積	95.66㎡
--------	-------	------	--------

(円・税抜)

補助対象工事	見積金額（税抜）	諸経費等・値引きの按分後の見積金額（税抜）※①	限度額 ②	補助金交付額算出用 ①と②の低い方の金額※			
地域まちづくりに資する改修工事	・内装工事（木工事を含む）	7,256,000	7,256,000	9,451,208	7,256,000		
	・建具工事						
	・外装工事、屋根工事						
	・基礎工事						
	・上下水道設備工事			/	0		
	・ガス設備工事						
	・電気設備工事						
	・その他設備工事						
	・台所の改修費	1 箇所 700,000	700,000			690,000	690,000
	・トイレの改修費	1 箇所 200,000	200,000			300,000	200,000
	・浴室の改修費	箇所					
	・洗面室の改修費	箇所					
	地域まちづくりに資する改修工事にかかる諸経費等			/	/		
値引き			/	/			
<b>補助対象費用の合計</b>	<b>8,156,000</b>		/	/			
補助金交付額算出用工事費の合計（1円未満切捨て） ③				8,146,000			
③（補助金交付額算出用工事費の合計）の1/2（千円未満切捨て） ④				4,073,000			
上限額（300万円） ⑤				3,000,000			
<b>補助金交付額（地域まちづくりに資する改修工事）</b> ④と⑤の低い方の金額				<b>3,000,000</b>			

\* 見積書の該当箇所にマーカーで印を付けるなど、根拠資料を添付してください。

※ 四捨五入表示のため、項目ごとに表示されている金額の合計値が補助対象費用の合計欄の数値と異なる場合があります。

## &lt;注意事項&gt;

- 補助金交付決定後、補助金の額が変更となる場合は、補助金交付変更申請が必要となります。

## 〔中間検査・完了検査〕に必要な書類及び記入例

### ● 提出書類一覧

検査依頼	提出部数<1部>						
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">検査依頼書(中間検査)※</td> <td style="width: 10%;">様式 15</td> <td style="width: 40%;">検査当日までに提出してください。</td> </tr> <tr> <td>検査依頼書(完了検査)</td> <td>様式 15</td> <td>検査当日までに提出してください。</td> </tr> </table>	検査依頼書(中間検査)※	様式 15	検査当日までに提出してください。	検査依頼書(完了検査)	様式 15	検査当日までに提出してください。
検査依頼書(中間検査)※	様式 15	検査当日までに提出してください。					
検査依頼書(完了検査)	様式 15	検査当日までに提出してください。					

★ 提出部数は計2部です。(正本1部・副本1部)

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

※ 中間検査は、工事内容により省略となることがあります。

補助対象工事が計画どおりに適切に行われていることを確認するため、工事の完了時及び場合により中間に検査を行います。工事の進捗を踏まえて検査の日程を調整してください。

### ● 工事着手時

工事の着手日が決まりましたら、窓口(表紙記載)に連絡してください。

### ● 中間検査の時期と内容

中間検査は、基礎の補強、筋かいや構造用合板及び柱頭柱脚等の金物が図面どおり適切に取り付いているかなどについて、仕上げ工事を行う前に、確認を行うものです。中間検査が必要な場合は、工事の進捗を踏まえて、工事中、工事完了両方の検査を行えるようご協力ください。

### ● 完了検査の時期と内容

補助対象工事が、すべて終わった段階で、すべての工事箇所について検査を行います。

家具等は生活の支障とならない範囲で補強箇所が確認できるようにしておいてください。

また、中間検査で是正・確認・変更等の箇所があった場合や補助対象外工事で劣化を補修した場合は、それらの確認も行います。

### ● 検査後の流れ

検査において、是正・確認・変更等の箇所があった場合は、速やかに適正な措置を行い、その結果を写真等により報告してください。

是正・変更等を含め検査に合格後、④実績報告を行ってください。

### <注意事項>

- ・ 工事内容等について変更を行う場合は、必ず窓口にご相談してください。
- ・ 検査には、設計担当者並びに施工担当者(現場責任者)共立ち会うようお願いします。
- ・ 検査希望日は、概ね1週間前までに電話・FAX・メール等で連絡してください。
- ・ 検査依頼書は原則として事前に提出することとなっていますが、やむをえない場合は、検査時に提出してください。

## 1 検査依頼書（様式 15）

様式15（第20条関係） 【改修】

**提出される日を記入してください**

令和 ●年 9月 5日

**補助事業者（申請者）の住所（公的書類に記載の住所）・氏名を記入してください**

大 阪 市 長

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

補 助 事 業 者 氏 名 大阪 太郎

**検査依頼書**

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください  
（変更のあった場合は、変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください）

令和 ●年 8月 10日 付け大阪市指令都整防第 ●●●●● 号にて通知を受けた補助事業

について、大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づき、検査の実施を依頼します。

記

1 補助事業名称 大阪市空家利活用改修補助事業  
 住宅再生型       地域まちづくり活用型

補助事業内容  
 耐震改修工事  
 性能向上に資する改修工事  
 地域まちづくりに資する改修工事

**工事をを行った建物の地名地番**

2 建物所在地 大阪市 北 区 中之島1丁目3番地  
（地名地番）

3 検査内容 [  中間検査 ・  完了検査 ]

**当てはまるものに○を付けてください。**

**下記は、検査担当者にて記入しますので、記入しないでください。**

※検査担当記入

検査日時	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分
検査方法	現地 ・ 写真	業務責任者

## &lt;注意事項&gt;

- 補助金交付申請書と同一の補助事業者が申請を行う必要があります。

## 〔④実績報告〕に必要な書類及び記入例

### ● 提出期限

補助対象工事が完了しましたら、速やかに提出してください。(令和8年2月27日(金)までに必ず提出してください。)

#### 変更申請および廃止申請について

- ・補助金交付決定額の減額や工事内容の大幅な変更をする場合は、変更申請が必要です。
- ・事業を止める場合は、廃止申請が必要です。(原則、令和8年1月30日(金)までに提出してください。)

### ● 提出書類一覧

④実績報告		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	実績報告書	様式4	補助事業者＝補助金申請者	
2	実績説明書	様式あり		
3	契約書の写し		契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。 また、補助対象工事と一括して契約しているその他の工事がある場合は、補助対象工事の内訳がわかるようにしてください。	
4	領収書の写し		代理受領制度を利用する場合は、但し書きに、残額は市補助金を代理受領する旨を記入(記入例は P.66 参照)	
5	支払を証する書類の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行窓口支払の場合 送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)</li> <li>・ATM 支払の場合 ATM 利用明細票の写し</li> <li>・ネットバンキング支払の場合 振込み及び入出金を証する書類の写し</li> </ul>	
6	工事写真の撮影位置図		撮影方向がわかるよう平面図等に矢印・番号等で表示してください。	
7	工事写真(A4サイズの台紙に3~4枚程度貼付または印刷すること)	カラ-写真	見え隠れ部分の写真・工事完成写真(上部構造評点に影響する全ての工事範囲、劣化改善箇所等)	
	出荷伝票や納品書、施工証明書等(補助要件を満たすものが施工されているか確認できるもの)		性能向上に資する改修工事で、省エネルギー改修を行う場合(工事写真により確認できる場合は不要)	
◇	変更リスト 変更前・変更後のわかる書類	様式あり	軽微な変更があった場合のみ。 変更リストを作成し添付してください。変更のあった箇所(図面・診断書・見積書等の資料)と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。	
◇	補助金交付額算出書	様式あり	交付申請時と異なる場合のみ提出	
◇	建築確認済証及び検査済証の写し		確認申請が必要な工事を実施する場合のみ提出	

★ 別途、書類が必要になる場合があります。

★ 提出部数は計2部です(正本1部・副本1部)。副本についてはコピーでも可。

- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。

**<注意事項>**

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 実績報告書」は連名用の様式を使用してください。

④-1 実績報告書（様式4）

様式4（第7条関係、第12条関係）

【共通（複数年度にわたる改修を除く）】

申請日（窓口受付日）を記入してください  
令和 ● 年 10 月 31 日

補助事業者（申請者）の住所（公的書類に記載の住所）・氏名を記入してください  
住所 大阪市北区中之島1-3-20  
氏名 大阪 太郎

大 阪 市 長

補助事業者

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン（又は押印）してください（修正液・修正テープ等による修正は認められません）  
※捨印はご使用いただけません

実績報告書

補助事業が完了したので、大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業名称 大阪市空家利活用改修補助事業  
 住宅再生型  地域まちづくり活用型

補助事業内容  耐震改修工事  
 性能向上に資する改修工事  
 地域まちづくりに資する改修工事

2 建物所在地（地名地番） 大阪市 北 区 中之島1丁目3番地  
 工事を行った建物の地名地番

3 構 造 [ 木造 ・ 非木造 ]  
 ・当てはまるものに○を付けてください  
 ・長屋の場合は、戸数を忘れず記入してください

4 住宅の建て方 [ 戸建住宅 ・ 長屋（ 戸 ） ]

5 階 数 2 階建て

6 延 べ 面 積 95.66 m<sup>2</sup>  
 建築基準法上の延べ面積を記入してください

7 交 付 決 定 額 金 1,750,000 円  
 又は  
 交 付 変 更 決 定 額 金 1,750,000 円  
 交付決定通知書（交付変更決定通知書）の金額を記入してください

8 補 助 金 精 算 額 金 1,750,000 円

9 事 業 実 施 期 間 令和 ● 年 8 月 15 日 着手  
 令和 ● 年 10 月 15 日 完了  
 契約書の契約日を記入してください

領収書の日付、工事竣工日、完了検査日、又は交付変更決定等の通知日のうち一番遅い日を記入してください

10 交 付 決 定 番 号 令和 ● 年 8 月 10 日 大阪市指令都整防第 ●●●●● 号  
 [ 交 付 変 更 決 定 番 号 ] 令和 ● 年 月 日 大阪市指令都整防第 ●●●●● 号  
 変 更 承 認 番 号 令和 ● 年 月 日 大阪市指令都整防第 ●●●●● 号  
 変更通知を受けられた場合は、変更の通知日と通知番号もご記入ください

<注意事項>

- 補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。  
書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

④-2 実績説明書（様式あり）

○実績説明書

補助事業者	大阪 太郎					記載事項については、申請書や領収書との整合をよく確認してください
構造	木	造	階数	2	階	延べ面積 95.66 m <sup>2</sup>

(1) 補助事業の経過

④-1 実績報告書(様式4)の延べ面積をご記入ください

	補助対象工事 〔耐震改修、性能向上に資する改修 地域まちづくりに資する改修〕	その他工事 〔補助対象工事と一括で契約している その他の工事がある場合のみ記入〕
① 交付決定通知日	令和 ● 年 8 月 10 日	
② 変更通知日	令和 年 月 日	
③ 契約日	令和 ● 年 8 月 15 日	令和 年 月 日
交付決定通知日以降	(契約金額 4,060,000 円)	(契約金額 円)
④ 変更契約日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(契約金額 円)	(契約金額 円)
⑤ 工事着手日	令和 ● 年 8 月 15 日	
⑥ 中間検査日	令和 ● 年 9 月 10 日	
⑦ 完了検査日	令和 ● 年 10 月 10 日	
	又は 写真提出	
⑧ 支払日	令和 ● 年 10 月 15 日	令和 年 月 日
領収書の日付と金額を記入してください	(支払金額 4,060,000 円)	(支払金額 円)
	※2回以上に分けて支払った場合に記入	
	令和 年 月 日 (支払金額 円)	令和 年 月 日 (支払金額 円)
	令和 年 月 日 (支払金額 円)	令和 年 月 日 (支払金額 円)

検査日を記入又は、写真提出に○をつけてください

(2) 耐震改修の成果

目標とする上部構造評点	各階1.0以上
-------------	---------

区分	上部構造評点		耐震改修概要
	従前	従後	
3階	X		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上部構造評点を引き上げる改修内容を記入してください</li> <li>・主要なもの(屋根・壁・基礎等)のみを記入してください</li> <li>・屋根の改修は最上階に、基礎の改修は1階に記載してください</li> </ul>
	Y		
2階	X	0.82 → 1.25	屋根：カラーベストコロニアル葺（軽量化）及び屋根葺替に伴う雨樋の交換 壁：耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強
	Y	1.20 → 1.20	
1階	X	0.40 → 1.20	壁：耐力壁新設、構造用合板・筋かいによる補強 基礎：耐力壁及び柱設置部に鉄筋コンクリート基礎新設
	Y	0.89 → 1.35	

既に耐震性を有する建物については記入不要です

## (3) 性能向上に資する改修の成果

改修項目	施工箇所	従前仕様	従後仕様（改修内容）
A:窓の断熱	1階居間	内窓なし	内窓設置
A:窓の断熱	1階居間	金属製建具（単板ガラス）	金属製建具（Low-E複層ガラス 中空層：ガス封入、厚4mm）交換
B:天井・床の断熱	屋根	断熱材なし	断熱材施工（A-1 3.2㎡）
C:エコ住宅設備	台所・浴槽	—	高断熱浴槽・高効率給湯器・節湯水栓設置
D:段差解消	玄関～廊下	段差レベル20mm	段差レベル5mm
E:廊下幅拡張	1階廊下	幅500mm	幅750mm
F:階段の改良	階段	勾配 ▲/■	勾配 ▲/●
G:トイレの改良	トイレ	和式便器	洋式便器
H:内装（木工事含む）	1階居間内壁	化粧合板	石膏ボード張りの上クロス仕上げ
H:外装・屋根	1階居間	—	建具新設

この表に記入してください

## (4) 地域まちづくりに資する改修の成果

改修項目	施工箇所	従前仕様	従後仕様（改修内容）

## (5) 工事請負者

会社名	株式会社●●●建築設計事務所
-----	----------------

※工事の種別により請負者が異なる場合は、それぞれ記入してください

## &lt;注意事項&gt;

- ・記載事項については、申請書や領収書との整合をよく確認してください。

## ④-3 契約書の写し

## 【サンプル】

		<b>委託契約書</b>		印紙 <b>印</b>
		フルネームを記載してください		
委託者	大阪 太郎			を甲とし
受託者	株式会社 ●●●建築設計事務所 代表取締役 ●● ●●			を乙として
		大阪 太郎 様邸の耐震改修工事・性能向上に資する改修工事		について
次の条項に基づいて、委託契約を結ぶ。				
1. 建物所在地	大阪市北区中之島1丁目3番地			
2. 構造	木造2階建			
3. 委託業務内容	耐震改修工事・性能向上に資する改修工事			
4. 委託金額	金 ●●●, ●●●. -			
5. 委託代金の支払	完成時			補助対象工事ごとの金額を明記してください
特記事項	内訳	耐震改修工事	金 ●●●, ●●●. -	
		性能向上に資する改修工事	金 ●●●, ●●●. -	
この契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名のうえ、1通づつ保有する。				
令和●年●月●日		領収書と同一の住所を記載してください。		
委託者	住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号		
	氏名	大阪 太郎 <span style="float: right;">(印)</span>		
受託者	住所	大阪市●区●丁目●番●号		
	氏名	株式会社 ●●●建築設計事務所 代表取締役 ●● ●● <span style="float: right;">(印)</span>		

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- ・ 連名申請の場合、補助事業者ごとに契約してください。
- ・ 契約は、工事に着手する前に行うようにしてください。
- ・ 注文書、注文請書の場合は、両方が必要です。
- ・ 表紙のみではなく、契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。
- ・ 契約内容に変更があった場合は、補助対象工事(同一契約のその他工事等を含む)にかかる全ての契約書を添付してください。
- ・ 補助対象工事ごとの金額がわかるよう明記してください。  
例)耐震改修工事¥●●●,●●●-, 性能向上に資する改修工事¥●●●,●●●-
- ・ 契約書の訂正は原本に直接訂正し、両者の押印が必要です。
- ・ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- ・ 収入印紙には押印が必要です。

## ④-4 領収書の写し

【 サンプル 】

<b>領収書</b>	
フルネームを記入してください。	契約書と同一の住所を記載してください。
令和●年●月●日 大阪 太郎 様 (建物所在地: 大阪市北区中之島1丁目3番地)	株式会社 ●●●建築設計事務所 代表取締役 ●● ●● 〒 ●●●-●●●● ●●●●●●●●●●-●●● TEL ●●-●●●●●●-●●●● FAX ●●-●●●●●●-●●●●
<b>金額</b> ¥ ●●●●, ●●●●、— (内消費税 ●●, ●●●●、—)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">             印紙  <span style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">印</span> </div>
但 耐震改修工事費(¥●●●●, ●●●●—(税込))、 性能向上に資する改修工事費(¥●●●●, ●●●●—(税込))として 上記金額正に領収いたしました	
補助対象工事費の内訳を記入してください。	

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- ・ 請負契約金額と同額であることを確認してください。契約金額の変更があった場合は、工事費用の増減が確認できる資料(変更契約書・見積書等)も添付してください。
- ・ 全体工事の費用で発行する場合は改修(補助対象)工事の内訳がわかるようにしてください。  
例) うち耐震改修工事費・性能向上に資する改修工事費として¥●●●●, ●●●●—
- ・ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- ・ 収入印紙には押印が必要です。

## ④-5 支払を証する書類の写し

- ・ 工事請負契約の発注者(申請者)から請負者(施工業者)へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。
- ・ 補助事業者(申請者)の名義以外の支払や現金支払は認められません。

銀行窓口支払の場合	送金伝票又は振込伝票の写し(発行金融機関の印のあるもの)
ATM支払の場合	ATM利用明細票の写し
ネットバンキング支払の場合	振込み及び入出金を証する書類の写し

## ④-7 工事写真(台紙などに張り付けること)

## ＜注意事項＞

- ・ 全補強箇所及び劣化補修箇所、現状写真を含む全ての工程について撮影してください。(補強箇所番号は改修計画図と合わせてください。)
- ・ 仮設・養生等、耐震改修工事に付帯する工事で見積書に記載されているものについても撮影してください。

工事種別	施工内容	撮影箇所	備考
基礎工事	現状	・ 全景	
	堀方完了	・ 掘削深さ計測	
	敷き砂利 (転圧完了)	・ 全景	
	捨てコンクリート 完了	・ 全景	
	配筋完了	・ 配筋状況 ・ かぶり厚さ計測状況 ・ アンカー施工状況	
	型枠組立完了	・ 型枠寸法計測状況	
	コンクリート打設 完了	・ 各部寸法の計測状況	
耐力壁設置等の 補強工事	現状	・ 全景	
	解体完了	・ 全景	
	補強金物取り付け 完了	・ 全箇所	・ 取り付け位置、商品名を 表示すること
	筋交い取り付け 完了 (木製、金属製共)	・ 全景 ・ 端部金物の取り付け状況	・ 欠き込みがないこと
	耐震ボード類の 施工完了	・ 全景 ・ 下地材の施工状況 ・ 釘、ビスの施工状況(ピ ッチなど) ・ 開口の寸法及び位置	・ 釘、ビス頭の沈み込みに 注意すること
	仕上げ工事完了	・ 全景	
その他の 補強工事	現状	・ 全景	
	解体完了	・ 全景	
	補強工事	・ 各工程の写真	
	工事完了	・ 全景	
劣化改修工事 ・ 柱、土台の取 り替え ・ クラック補修	現状	・ 全景	
	補強工事	・ 各工程の写真	
	工事完了	・ 全景	

工事種別	施工内容	撮影箇所	備考
屋根 改修工事	現状	・全景	・全景、足場の設置状況を2面程度撮影すること
	解体完了	・全景	
	下地施工完了	・全景	
	葺き替え工事 (樋工事等含む)	・各工程の写真	
	工事完了	・全景	
性能向上に資する 改修工事	現状	・全景	
	解体完了	・全景	
	改修工事	・各工程の写真	
	工事完了	・全景	
地域まちづくりに 資する改修工事	現状	・全景	
	解体完了	・全景	
	改修工事	・各工程の写真	
	工事完了	・全景	

#### <注意事項>

- ・撮影した工事記録写真は、図面に示されている改修箇所順にまとめ、写真の説明(補強箇所No.、部位、工程説明)を記入してください。中間検査の実施箇所、見えがかり部分を問わず、工事を実施したすべての部分について撮影してください。  
また、上記以外の補助対象となる全ての工事範囲についても撮影してください。
- ・現状や工事完了の全景写真は、できるだけ同じアングルで撮影してください。
- ・図面の改修箇所番号や改修場所、施工内容などを記入したホワイトボードや紙を設置するなど、工事場所や内容がわかるよう撮影してください。

#### 【撮影用表示プレート サンプル】

<p>大阪邸 耐震改修工事 補強壁① 1階和室 X1-Y5~6 構造用合板 取り付け完了</p>
--

## 変更リスト（軽微な変更がある場合）

大阪 木郎 邸

補助事業者(申請者)の名前を記入してください。

### 実績報告時の変更リスト

No.	変更箇所	変更項目		変更理由	見積書 の変更
		元 設 計	変 更 後		
1	1階洋室壁①	構造用合板貼り Y2・X3-4 L-910	構造用合板貼り Y2・X6-7 L-910	施工上の都合による	無
2	2階和室壁⑤	構造用合板貼り クロス仕上げ	構造用合板貼り 塗壁仕上げ	意匠変更による	有
	総合評点の変更	1.05	1.05	—	—
	請負工事費の変更	3,500,000	3,650,000	—	—

補助対象費用は税抜きを記入してください。

### <注意事項>

- ・ 変更前、変更後の図書を添付し、変更後の図書には変更箇所が分かるようマーク又は表示をしてください。
- ・ 交付変更申請または変更承認申請を行っている場合は、当該変更申請時の変更リスト(P.60)も添付してください。

## 〔⑤補助金の請求〕に必要な書類及び記入例

### ● 提出期限

額確定通知を受領した後、速やかに提出してください。(令和8年4月30日(木)まで)

※提出が4月下旬となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください。

### ● 提出書類一覧

⑤補助金の請求		提出部数<2部>
1	補助金交付請求書	様式あり

★ 提出部数は計2部です。(正本1部・副本1部)

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

補助金は、請求書到着後、不備がなければ30日以内にご指定の口座に振り込まれます。  
(振込日の通知はありません。)

※郵送等で提出された請求書で、不備や訂正がある場合は受付できません。

原則として、正しく記載された請求書を再提出してください。ただし、請求印(補助事業者本人のもの)が押印されており、訂正箇所と同じ印鑑を訂正印として押印している場合は受け付けることができます。(再提出や訂正を行う場合は、提出日も訂正してください。)

(捨印やサインでの訂正は認められませんのでご注意ください。)

※提出された時点で、請求書右上の日付が6日以上前の日付である場合は、原則として再提出または日付を訂正していただきます。

### <注意事項>

- ・ 補助事業者が複数の場合は、それぞれ請求する必要があります。
- ・ 請求者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。(下表参照)

受取人名称(請求者名)	振込口座名義	適否
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A 代表取締役 大阪太郎	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	大阪太郎	×



## 工事内容等の変更について

○工事中、補助金の交付申請どおりに施工できない等、申請内容を変更する必要がある場合は、補助金交付変更申請(補助金額の変更を伴う場合)または変更承認申請(補助金額の変更を伴わない場合)が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、変更内容をお聞かせください。なお、内容によっては、申請が不要な場合があります。

(主な変更項目)

- ・ 現状が耐震診断書と異なる場合(既存の筋交いがあった、柱がなかった等)
- ・ 改修工事箇所や内容を変更する場合
- ・ 新たな劣化箇所があった場合

○変更図面・変更書類は、次の要領で作成し変更項目が複数ある場合は、できる限り『変更リスト』を作成してください。なお、変更申請が不要となった場合であっても、実績報告で必要となりますので、必ず作成するようにしてください。

- ・ 改修計画図、耐震診断書や補強案に変更があった場合は、図面タイトル部や表紙に変更前、変更後と表示し、変更となった部分にマーク、下線、○印等で表示してください。
- ・ 工事見積書に変更があった場合も同様に、表紙に変更前、変更後と表示してください。変更後の明細には、次の例を参考に変更項目や数量・金額の増減がわかるように作成してください。なお、変更内容に減額要素がない場合で、増額分を別途契約やサービス工事により行う場合は、その旨を報告・記載し、工事見積書の添付を省略することができます。

項 目	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ホールダウン		10	ヶ所	○○○	□□□□	
ホールダウン		▲1	ヶ所	○○○	▲□□□	1ヶ所減
筋交い	45×90	2	ヶ所	○○	□□	2ヶ所新設
小 計					○○○○○	
諸経費		1	式		○○○○	(元金額)
諸経費		1	式		○○	(増額)
変更後請負工事費		1	式		△△△△△	
元請負工事費		1	式		△△△△	増額○○円

※ 元の数量等が変更となる場合は、変更数量を直下に記入し、備考に内容を明記してください。

※ 新たに追加となる場合は、該当する工事項目に追加してください。

※ 諸経費等は、増・減となる金額のみを追記してください。

※ 請負工事費の総額の下段に元請負金額及び差引額をその横に記入してください。

## [補助金交付変更申請・変更承認申請]に必要な書類及び記入例

### ○ 変更の手続きが必要になる場合（代表的な事例）

- ・補助金交付決定額の減額 ⇒ 補助金交付変更申請
- ・改修工事箇所や内容の大幅な変更 ⇒ 変更承認申請
- ・工事内容の変更に伴い、評点の目標ランクが下がる変更 ⇒ 変更承認申請

変更の手続きを行わずに、補助対象工事を行った場合、補助を受けられなくなる場合があります。また、補助事業内容の変更により、補助対象工事金額が増額し契約金額が上がる場合であっても、補助金交付決定額の増額変更はできません。

### ● 提出期限

速やかに提出してください。（原則、令和8年1月30日（金）までに提出してください。）

### ● 提出書類一覧（補助金額の変更を伴う場合）

補助金交付変更申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	補助金交付変更申請書	様式 10		
2	当初契約の契約書の写し		契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。また、補助対象工事と一括して契約しているその他の工事がある場合は、補助対象工事の内訳がわかるようにしてください。	
3	変更リスト	様式あり		
4	変更前と変更後の書類		変更のあった箇所（図面・診断書・見積書等の資料）と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。（赤字・マーカーなど）	
5	耐震診断・耐震改修計画の説明について	様式あり	補助要件に係る上部構造評点が変わる場合に添付	
6	補助金交付申請額算出書	様式あり		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です。（正本1部・副本1部）副本についてはコピーでも可
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

### <注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 補助金交付変更申請書」は連名用の様式を使用してください。



# 変更リスト

大塚 水郷 邸

補助事業者(申請者)の名前を記入してください。

変更申請時の変更リスト

No.	変更箇所	変更項目		変更理由	見積書 の変更
		元 設 計	変 更 後		
1	1階和室壁①	床解体・復旧	天井解体の追加	施工上の都合による	無
2	2階洋室壁⑤	構造用合板貼り	構造用合板貼り+新設柱	既存柱がなかったため	有
3	基礎 X2・Y3-7、Y3・X2-5	基礎新設	基礎新設なし	既存基礎があったため	有
	総合評点の変更	1.05	1.05	—	—
	請負工事費の変更	2,300,000	1,950,000	—	—

補助対象費用は税抜きを記入してください。

## <注意事項>

変更前、変更後の図書を添付し、変更後の図書には変更箇所が分かるようマーク又は表示をしてください。

● 提出書類一覧（補助金額の変更を伴わない場合）

変更承認申請		*下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	変更承認申請書	様式5	補助金額の変更が無しの場合	
2	変更リスト	様式あり	記載例は P.60 参照	
3	変更前・変更後の書類 (見積書の写しを含む)		変更のあった箇所(図面・診断書・見積書等の資料)と変更後で何がどのように変更したか、わかりやすく表現してください。	
4	耐震診断・耐震改修計画の説明について	様式あり	補助要件に係る上部構造評点が変わる場合に添付	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です。(正本1部・副本1部) 副本については、コピーでも可
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 変更承認申請書」は連名用の様式を使用してください。

変更承認申請書(様式 5)

〈補助金額の変更を伴わない場合〉

様式 5 (第14条関係) 申請日(窓口受付日)を記入してください 【共通】

令和 ●年 9月 30日

補助事業者(申請者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください

大 阪 市 長 住 所 **大阪市北区中之島1-3-20**

補 助 事 業 者 氏 名 **大阪 太郎**

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください  
(既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください)

**変更承認申請書**

令和 ●年 8月 10日付け大阪市指令都整防第 ●●●●●号にて通知を受けた補助事業について大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください  
(修正液・修正テープ等による修正は認められません)  
※捨印はご使用いただけません

1 補助事業名称 **大阪市空家利活用改修補助事業**  
 住宅再生型  地域まちづくり活用型

補助事業内容  
 耐震改修工事  
 性能向上に資する改修工事  
 地域まちづくりに資する改修工事

2 建物所在地 **大阪市 北 区 中之島1丁目3番地**  
 (地名地番)

申請をしている建物の地名地番

3 変更する内容及びその理由

変更する内容とその理由を簡潔に記入してください

〈注意事項〉

- ・ 補助金交付決定額の変更が伴わない場合の様式です。
- ・ 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

## 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例

交付決定を受けた後に、補助事業を廃止する(取りやめる)場合は、廃止承認申請が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、手続きを行ってください。

### ● 提出期限

速やかに提出してください。(原則、令和8年1月30日(金)までに提出してください。)

### ● 提出書類一覧

	廃止承認申請	* 下記の順番に並べて提出してください。	提出部数<2部>
1	廃止承認申請書	様式6	

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計2部です。(正本1部・副本1部) 副本についてはコピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

### <注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者が申請を行う必要があります。
- ・ 交付申請後かつ交付決定前に取り止める場合は、「申請辞退届」が必要です。様式は窓口へご請求ください。
- ・ 連名での申請を行う場合、「1. 廃止承認申請書」は連名用の様式を使用してください。

# 廃止承認申請書(様式6)

様式6 (第14条関係) 申請日(窓口受付日)を記入してください 【共通】

令和 ●年 9月 30日

補助事業者(申請者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名を記入してください

大 阪 市 長

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

補 助 事 業 者 氏 名 大阪 太郎

補助金交付決定通知書等の右上の「日付」と「番号」を記入してください  
(既に変更通知を受けられたことがある場合は変更通知書の「日付」と「番号」を記入してください)

廃止承認申請書

令和 ●年 8月 10日付け大阪市指令都整防第 ●●●●●号にて通知を受けた補助事業

について、大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり廃止の承認を申請します。

記

※訂正がある場合は、差し替えるか二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください  
(修正液・修正テープ等による訂正は認められません)  
※捨印はご使用いただけません

1 補助事業名称 大阪市空家利活用改修補助事業  
 住宅再生型  地域まちづくり活用型

補助事業内容  耐震改修工事  
 性能向上に資する改修工事  
 地域まちづくりに資する改修工事

申請をしている建物の地名地番

2 建物所在地 (地名地番) 大阪市 北 区 中之島1丁目3番地

3 補助事業の現状 (契約の締結を含む)  未着手  着手済  
 ※どちらかに○をつけてください

4 廃止の理由

廃止する理由を簡潔に記入してください

## <注意事項>

- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

## 代理受領の手続きについて

「代理受領」とは、補助事業者が契約金額から補助金額を差し引いた額を空家利活用改修事業者へ支払い、補助金を申請者に代わって空家利活用改修事業者が代理で請求及び受領する制度です。次の書類が追加で必要となります。詳しくは窓口(表紙記載)までお問い合わせください。

### ● 追加書類一覧

<b>③補助金交付申請書類と合わせて提出</b>			<b>提出部数&lt;2部&gt;</b>
代	補助利用についての確認書	様式あり	
<b>④実績報告書類と合わせて提出</b>			<b>提出部数&lt;2部&gt;</b>
代1	補助事業完了明細書	様式あり	
代2	領収書の写し		
<b>⑤補助金の請求書類と合わせて提出</b>			<b>提出部数&lt;2部&gt;</b>
代1	代理請求及び代理受領委任状	様式19	
代2	補助事業内訳説明書	様式あり	

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

## ③-代 補助利用についての確認書

令和 ● 年 6 月 24 日

記入日をご記入ください

補助利用についての確認書

補助事業者(申請者)の  
・住所(公的書類に記載の住所)  
・氏名(申請と同じ漢字)  
を記入してください。

住所 大阪市北区中之島1-3-20

補助事業者 氏名 大阪 太郎

工事を行う建物の地名地番

建物所在地 大阪市 北 区 中之島1丁目3番地  
(地名地番)

私は、補助事業の実施をするにあたり、補助金の請求及び受領を下記の事業者委任する  
予定です。

記

工事を行う事業者の住所・会社名・  
代表者名を記入してください。

住所	大阪市○区△△ ×丁目○番△号
会社名	株式会社●●●建築設計事務所
代表者氏名	代表取締役 淀屋橋 一郎

代表者の肩書きも必ず  
記入ください。

## &lt;注意事項&gt;

- ・ ③補助金交付申請書類と合わせて提出してください。

## ④-代 1 補助事業完了明細書

令和 ● 年 10 月 31 日

**補助事業完了明細書**

記入日をご記入ください

補助事業者(申請者)の  
・住所(公的書類に記載の住所)  
・氏名(申請と同じ漢字)  
を記入してください。

住 所 **大阪市北区中之島1-3-20**

補助事業者  
氏 名 **大阪 太郎**

工事をを行った建物の地名地番

建物所在地 大阪市 **北** 区 **中之島1丁目3番地**  
(地名地番)

私は、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額について下記の事業者へ精算し、補助金交付請求については、同事業者が行います。

記

工事をを行った事業者の住所・会社名・代表者名を記入してください。

住 所	<b>大阪市○区△△ ×丁目○番△号</b>
会 社 名	<b>株式会社●●●建築設計事務所</b>
代表者氏名	<b>代表取締役 淀屋橋 一郎</b>

代表者の肩書きも必ず記入ください。

## &lt;注意事項&gt;

- ・ ④実績報告書類と合わせて提出してください。

## ④-代2 領収書の写し

【 サンプル 】

<b>領収書</b>	
<p>フルネームを記入してください。</p> <p>大阪 太郎 様 (建物所在地:大阪市北区中之島1丁目3番地)</p> <p><b>金額</b>    ¥ ●●●●, ●●●●、— (内消費税 ●●, ●●●●、—)</p> <p>但 耐震改修工事費(¥●●●●, ●●●●—(税込))、 性能向上に資する改修工事費(¥●●●●, ●●●●—(税込))として 上記金額正に領収いたしました (残りの¥●●●●, ●●●●については、大阪市補助金を代理受領)</p> <p>補助対象工事費の内訳を 記入してください。</p>	<p>契約金額から確定補助 金額を差し引いた金額</p> <p>令和●年●月●日</p> <p>株式会社 ●●●建築設計事務所 代表取締役 ●● ●● 〒 ●●●-●●●● ●●●●●●●●●●-●●●● TEL ●●-●●●●-●●●● FAX ●●-●●●●-●●●●</p> <p>契約書と同一の住所を 記載してください。</p> <p>印紙</p> <p>残額は市補助金を代理受領することを明記してください。</p>

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- ・ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- ・ 収入印紙には押印が必要です。
- ・ 融資の都合により実績報告時に支払いが完了しない場合には、補助金の請求時にご提出ください。

## ⑤-代 1 代理請求及び代理受領委任状

様式19（第30条関係）

記入日をご記入ください

【共通】  
令和 ● 年 12 月 5 日

大 阪 市 長

**代理請求及び代理受領委任状**

補助金額確定通知書の右上の「日付」と「番号」を記入してください。

私は、令和 ● 年 11 月 30 日付け大都整防第●●●●●号にて補助金額の確定の通知を受けた補助金（金 1,750,000 円）にかかる請求及び受領について、次のとおり委任します。

記

確定補助金額を記入してください。

補助事業者（申請者）の  
・住所（公的書類に記載の住所）  
・氏名（申請と同じ漢字）  
を記入してください。

委任者（補助事業者）

〒 530 - 8201

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

氏 名 大阪 太郎

上記の権限の委任を受ける事を承諾します。

受任者

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

住 所 大阪市〇区△△ ×丁目〇番△号

工事をを行った事業者の住所・会社名・代表者氏名を記入してください。

会 社 名 株式会社●●●建築設計事務所

代表者氏名 代表取締役 淀屋橋 一郎

代表者の肩書きも必ず記入ください。

（お願い）

- ・委任者の方へ  
この委任状は、補助金額確定後に受任者へお渡しください。
- ・受任者の方へ  
この委任状は、補助金を請求する際に必ず必要となりますので、必要事項を記入のうえ、「補助金交付請求書」と併せて提出してください。

## ＜注意事項＞

- ・ ⑤補助金の請求書類と合わせて提出してください。
- ・ 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差し替えるか、サイン又は訂正印により訂正（代理人と委任者（補助事業者）両者のサインまたは押印が必要）してください。

## ⑤-代 2 補助事業内訳説明書

令和 ● 年 12 月 5 日

記入日をご記入ください

### 補助事業内訳説明書

住 所 大阪市○区△△ ×丁目○番△号

会 社 名 株式会社●●●建築設計事務所

代表者氏名 代表取締役 淀屋橋 一郎

事業者

<補助金請求及び受領の権限を受任した事業者>

- ・住所
- ・会社名
- ・代表者氏名(肩書きも必ず記入してください)

私は、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額を次のとおり請求及び受領しました。

記

1 補助事業名称 大阪市空家利活用改修補助事業

住宅再生型       地域まちづくり活用型

補助事業内容

耐震改修工事

性能向上に資する改修工事

地域まちづくりに資する改修工事

あてはまる内容を  
チェックしてください

2 建物所在地 大阪市 北 区 中之島1丁目3番地

(地名地番)

工事を行った建物の地名地番

3 契約金額 金 ●●●●●●●● 円(税込)

4 確定補助金額 金 1,750,000 円

5 差引金額 金 ●●●●●●●● 円

契約金額から確定補助金額を差し引いた金額を記入してください

---

記入日をご記入ください

令和 ● 年 12 月 5 日

支払日をご記入ください

私は、令和 ● 年 ● 月 ● 日に上記差引金額を確かに上記事業者へ支払いました。

補助事業者(申請者)の

- ・住所(公的書類に記載の住所)
- ・氏名(申請と同じ漢字)

を記入してください

住 所 大阪市北区中之島1-3-20

氏 名 大阪 太郎

## &lt;注意事項&gt;

- ・ ⑤補助金の請求書類と合わせて提出してください。
- ・ 誤記がある場合は、正しいものに差し替えるか、サイン又は訂正印により訂正(代理人と委任者(補助事業者)両者のサインまたは押印が必要)してください

## 耐震改修促進税制について

自己の居住の用に供する家屋であり、かつ、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された既存住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除及び固定資産税の減額措置が受けられます。

適用には要件があり、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事(木造住宅の場合、上部構造評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全であるもの等)を行うとともに、必要書類に建築士・指定確認検査機関または地方公共団体が発行する「住宅耐震改修証明書」を添付して、税務署(所得税)または市税事務所(固定資産税)に申告する必要があります。

なお、本市の補助事業を利用して、税制の適用要件を満たす(\*)耐震改修工事が行われた場合は、本市で「住宅耐震改修証明書」を発行することができます。証明書の発行を依頼される方は、書類を窓口(表紙記載)へ提出してください。証明書は、書類をご提出いただいてから2週間程度で発行することができます。

	所得税控除	固定資産税減額措置
対象となる 既存住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の居住の用に供する家屋であること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築されたものであること</li> <li>・現行の耐震基準に適合しないものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること</li> <li>・人の居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上であること</li> </ul>
住宅耐震改修 の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事<sup>※1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事<sup>※1</sup></li> <li>・改修工事に要した費用の額が50万円超/戸</li> </ul>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類<sup>※2</sup>を添付して税務署へ申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修が完了した日から3ヶ月以内に必要書類<sup>※2</sup>を添付して市税事務所へ申告</li> </ul>
お問合せ先	税務署(管轄地域があります)	家屋のある区を担当する市税事務所

※1 木造住宅の場合、上部構造評点が1.0以上で、地盤及び基礎が安全であること等の要件があります。詳しくは窓口(表紙記載)までお問い合わせください。

※2 「住宅耐震改修証明書」等が必要となります。

なお、同証明書の発行については、本市以外にも発行できる場合があります。(下記参照)

詳しくは窓口(表紙記載)までお問い合わせください。

◎建築士事務所に所属する建築士

◎指定確認検査機関

◎登録住宅性能評価機関

◎住宅瑕疵担保責任保険法人

\* 税制に関するお問い合わせは、所得税控除については税務署、固定資産税については市税事務所へお願いします。

申請書様式のダウンロードはこちら

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html)

## 〔⑥情報発信の協力〕に必要な書類及び記入例

### ○ 情報発信用データ等の提出について

大阪市が空家の利活用事例として、市の広報媒体(ホームページや広報誌、X(旧 Twitter)等)で情報発信を行います。空家が所在する区役所あてに、事前協議内容(様式 A P.15 または P.17)に応じて、改修前後の写真等を提出してください。

### ○ 活動報告について(地域まちづくり活用型のみ)

工事完了後、年1回程度、下記の書類により活動内容について報告してください。

### ● 提出書類一覧(地域まちづくり活用型のみ)(区役所あて)

⑥情報発信の協力(区役所窓口提出)			提出部数<1部>
1	活動報告書	様式D	
2	活動内容報告	様式あり	
3	事業収支報告書	様式あり	

- ★ 様式については、空家が所在している区役所空家相談窓口までお問合せください。区ホームページからもダウンロードできます。
- ★ 提出部数は1部です。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

## ⑥-1 活動報告書(様式D)

&lt;参考&gt;

## 区役所へ提出

18 【報告用】様式D (各区共通)

令和 ● 年 ● 月 ● 日

● ● 区 長

住 所 大阪市●●区●●町●-●

補助事業者 フリガナ チイキカツドウ オオサカタロウ

氏 名 NPO法人 地域活動  
代表 大阪 太郎

連絡先 06-XXXX-XXXX

## 大阪市空家利活用改修補助事業に係る活動報告書（地域まちづくり活用型）

大阪市空家利活用改修補助事業を活用し、地域まちづくりに資する用途に改修した空間において実施した活動状況について、報告します。

## 記

- 1 建物所在地 大阪市 ●● 区 ▲▲町X-XX  
(地名地番)
- 2 活動報告期間 令和 ● 年 ● 月 ● 日 から 令和 ● 年 ● 月 ● 日
- 3 提出書類
  - ① 活動報告書
  - ② 事業収支報告書
  - ③ 活動写真等

※毎年1回、活動報告を作成し、提出してください。  
 ※活動の状況がわかる写真等については、そのまま情報発信可能なものを提出してください。  
 (利用者等の個人情報(顔写真を含む)ものについては、本人の同意が得られているもの、またはぼかし等の処理を行ったものを提出してください)

## 〔⑦全体設計承認申請〕に必要な書類及び記入例

### ● 受付期間

全体設計承認申請の期限は設けていませんが、申請年度に補助金の交付を行う場合は、③補助金の交付申請(P.19)に記載の受付期限内に交付申請を行う必要があります。ただし、予算執行の状況により、期限前に受付を終了する場合があります。

※事前相談書の提出後、3ヶ月以内に補助申請をしなかった場合は、改めて事前相談書を提出してください。

耐：耐震改修工事  
ま：地域まちづくりに資する改修工事

### ● 提出書類一覧（受付窓口(表紙記載)あて)

③補助金交付申請			* 下記の順番に並べて提出してください。	提出部数<2部>	耐	ま
1	全体設計承認申請書	様式 20	補助事業者＝補助金申請者	●	●	
2	委任状	様式あり	申請書類の提出・訂正、各種書類の受け取りを空家利活用改修事業者へ委任する場合に提出	●	●	
3	付近見取図		方位・道路及び目標となる地物を明示、敷地はマーカ一等すること	●	●	
4	誓約書	様式あり		●	●	
5	固定資産(家屋)評価証明書	原本又は写し提出	建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できること 平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類も必要	●	●	
6	法人の登記事項証明書等	原本又は写し提出	補助事業者が法人の場合は、代表者の氏名を確認できる公的書類	●	●	
7	納税証明書（前年度分）	原本又は写し提出	・市民税(法人の場合は法人市民税)・固定資産税及び都市計画税(市内に所有するすべての土地建物)の納税証明書 ・補助事業者と同一世帯に共有者がいる場合には、その共有者の納税証明書も提出	●	●	
8	建物所有者または法定相続人全員の同意書(実印)、印鑑登録証明書	様式あり 原本又は写し提出	・共有者、区分所有で代表申請の場合に提出 ・法定相続人が複数いるときの代表申請の場合に提出 ・賃借人による申請の場合に提出	●	●	
9	戸籍謄本、除籍謄本 等	原本又は写し提出	・建物所有者死亡の場合に提出 建物所有者が死亡していることを確認できる公的書類及び法定相続人全員が確認できる公的書類(出生してから亡くなるまでの連続した戸籍謄本等) ・配偶者または一親等以内の親族による申請の場合建物所有者との関係が分かる公的書類	●	●	

③補助金交付申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>	耐	ま
10	建築確認済証及び検査済証の写し		非木造の場合のみ提出		●	●
11	改修工事 見積書の写し		単価・数量を入れたもの (見積書に計上されている数量は図面で確認できること)		●	●
12	◎ 耐震診断・耐震改修計画の説明について	様式あり	同一年度に申請された耐震診断費補助制度Ⅱ型の実績報告に添付されている場合のみコピー可		●	—
13	改修計画書	様式あり			●	●
14	◎ 現状の耐震診断書		診断所見等、現地調査内容を詳細に記入したものを添付		●	●
	◎ (現況写真:各部屋・劣化箇所・外観・床下・屋根裏・水まわり等)	カラ-写真	現況写真は、撮影箇所、劣化等の内容が分かるようにコメントを記入		●	●
15	◎ 現況図	現況平面図	劣化箇所を記入		●	●
		求積図	申請建物の延べ面積及び必要耐力算出用床面積(現況平面図と兼用可、住宅以外の用途がある場合は、住宅部分の範囲を明示)		●	●
		基礎伏図	基礎の種別・劣化箇所を図示(現況平面図と兼用可)		●	—
		その他			●	—
16	◎ 改修(補強)後の耐震診断書				●	—
17	◎ N値計算書		平成12年建設省告示第1460号(以下「告示」)に基づく金物を取り付ける場合は、その旨を改修平面図に記入し、省略可		●	—
18	◎ 耐震改修計画図	改修平面図	補強内容、設置する柱頭・柱脚金物を図示		●	—
		求積図	現状から変更がある場合のみ(改修平面図と兼用可)		●	—
		補強詳細図	金物の種類・釘・ビスピッチなど検査の時確認できる図面		●	—
		基礎改修図	劣化改修を行う場合、どのように改善するのかを図示。新設基礎がある場合は新設基礎詳細図も図示		●	—
		屋根改修図	屋根の葺き替えをする場合、屋根の面積・足場の数量を図示		●	—
		その他図面	劣化の補修内容を図示した図面(改修平面図と兼用可)		●	—
	商品カタログ		補強部材の技術評価書の写し、告示表3の記号が確認できるもの		●	—
19	地域まちづくりに資する改修計画図		補助対象工事の内容や仕様、位置等を図示(耐震改修平面図と兼用可、見積書に計上している数量を確認できるようにすること)		—	●

③補助金交付申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>		耐	ま
20	◎ 建築士の資格証、耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し		資格を証明できる書類 (資格要件 P.1 参照)	●	●		
	◎ 耐震診断・耐震改修設計技術者について	様式あり	建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士であること (公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度以降に開催されたものに限る)」の受講修了者で建築士以外の者は不要)	●	●		
21	補助金交付額算出書	様式あり		●	●		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります(建物が不動産市場に流通しておらず、3か月以上空家であることを確認できる書類等)。
- ★ 提出部数は計2部です。(正本1部・副本1部) 副本については、コピーでも可。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じた場合には原本の提示を求める場合があります。
- ★ 全体設計承認通知書を受ける前に契約を行った場合は、全体設計承認申請時に工事請負契約書(写し)及び改修箇所全ての着手前写真(新聞等の日付が確認できるものを含む)を提出してください。また全体設計承認通知書を受領した後、速やかに着手届(様式 27)を提出するとともに、改修箇所全ての着手前写真(新聞等の日付が確認できるものを含む)を提出してください。

◎ 次の条件が満たされた場合の補助金の全体設計承認申請については、一部の添付図書を省略することができます。

申請書を提出しようとする年度と同一年度に、耐震診断費補助制度Ⅱ型、耐震改修工事について、補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修工事または地域まちづくりに資する改修工事の内容及び見積りが耐震改修工事または地域まちづくりに資する改修工事の実績報告書の内容と同じ場合

(省略可能な図書)

12. 耐震診断・耐震改修計画の説明について
14. 現状の耐震診断書(現地調査写真を含む)
15. 現況図
16. 改修後の耐震診断書
17. N値計算書
18. 耐震改修計画図
20. 耐震診断・改修設計技術者の資格証の写し、耐震診断・耐震改修設計技術者について

#### <注意事項>

- ・ 建物所有者が複数(共有名義や長屋の区分所有)の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください。
- ・ 連名での申請を行う場合、次の提出書類は連名用の様式を使用しますので、窓口までご相談ください。  
「1. 全体設計承認申請書」「21. 補助金交付額算出書」
- ・ 固定資産(家屋)評価証明書の建物所有者と補助事業者が異なり、その他公的書類で補助事業者の住所が確認できない場合は、現住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し 等)を提出してください。
- ・ 補助事業者の転居により、公的書類と現住所が異なる場合には、従前の住所と現住所が確認できるもの(住民票等)を提出してください。

## (参考)手続きの流れ

## 手続きの流れ

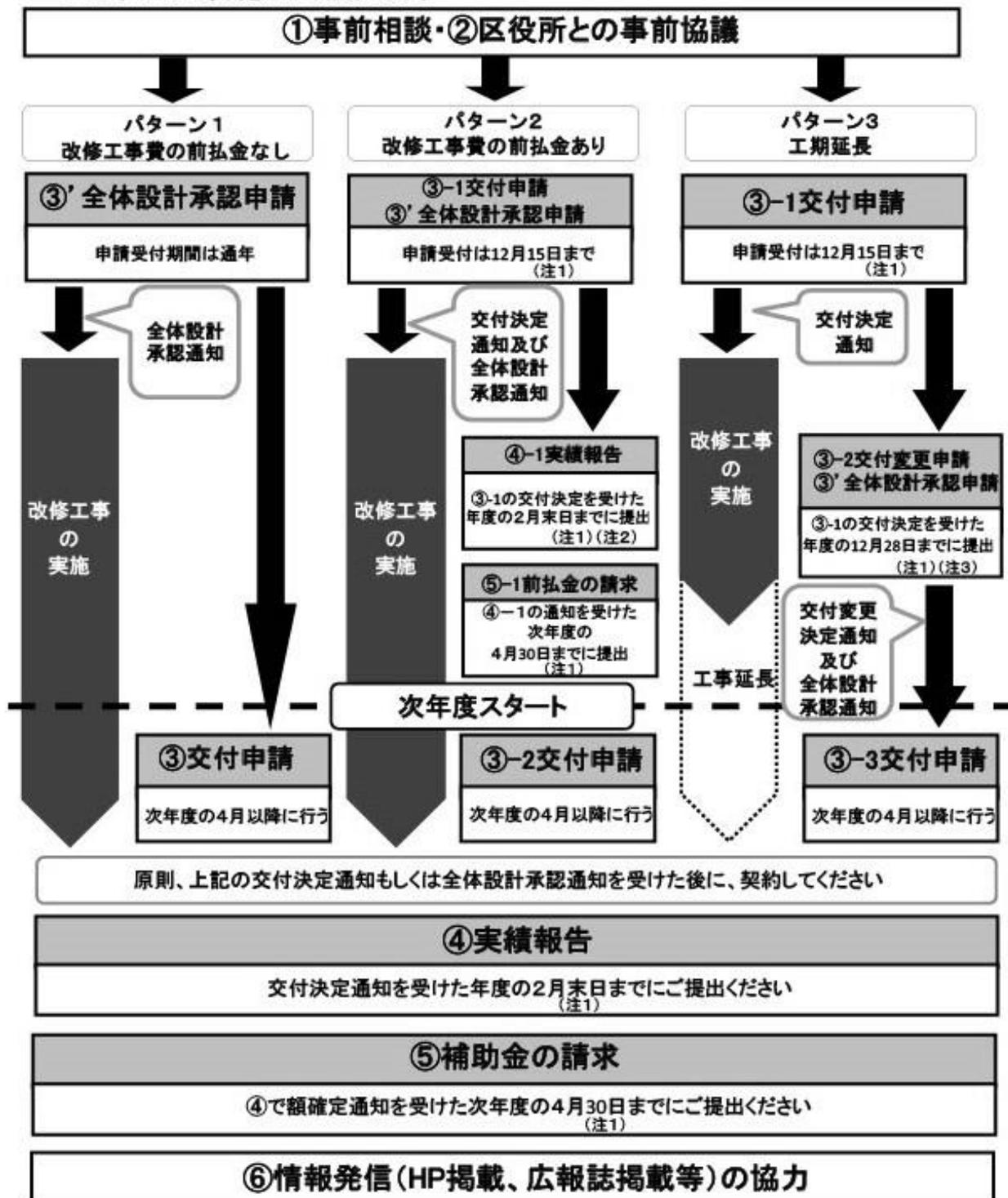
## 全体設計承認

## 地域まちづくり活用型

改修工事が単年度で終わらず次年度にまたがる場合は、全体設計承認申請が必要です。

地域まちづくりに資する改修工事及び当該工事と同時に耐震改修工事に限ります。

①事前相談、②区役所との事前協議、⑥情報発信の協力は、単年度申請を行う場合と同じ手続きになります。主に考えられる事例を以下で紹介します。



※ パターン1・2は、初めから改修工事が次年度にまたがることを想定しています

※ 耐震改修工事中は仮囲い等に、耐震改修工事を行っている表示をするよう努めてください

※ 各書類のご提出が締切り間際となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください

(注1) 申請受付日が休日の場合はその日以前の直近の休日でない日となります

(注2) 前払金の支払いのための実績報告になります

(注3) 前払金の請求をする場合は、パターン2の④-1、⑤-1を参考にしてください

⑦-1 全体設計承認申請書(様式 20)

【共通】

申請日(窓口受付日)を記入してください 令和 ● 年 9 月 24 日

補助事業者(申請者)の住所(公的書類に記載の住所)・氏名及びフリガナ(必ずカタカナで)を記入してください

大 阪 市 主 所 大阪市北区中之島1-3-20  
 補助事業者 フリガナ オオサカ タロウ  
 氏 名 大阪 太郎

※訂正がある場合は、差し替えるか、二重取り消し線の上にサイン(又は押印)してください  
 (修正液・修正テープ等による修正は認められません)  
 ※捨印はご使用いただけません

**全体設計承認申請書**

たいていので、大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1	補助事業名称	大阪市空家利活用改修補助事業
	補助事業内容	<b>耐改修工事費補助制度・地域まちづくりに資する改修工事費補助制度</b>
2	建物所在地(地名地番)	大阪市 <b>北</b> 区 <b>中之島1丁目3番地</b> <small>工事をを行う建物の地名地番</small>
3	交付申請見込額	● 年度 金 <b>1,000,000</b> 円 ▲ 年度 金 <b>3,000,000</b> 円 <small>補助金の見込額</small>
4	構 造	<input checked="" type="radio"/> 木造 ・ <input type="radio"/> 非木造
5	住宅の建て方	<input checked="" type="radio"/> 戸建住宅 ・ <input type="radio"/> 長屋 ( 戸数 ) <small>・該当する項目に○をしてください              ・長屋の場合は、戸数を忘れず記入してください</small>
6	階 数	<b>2</b> 階建て
7	延 べ 面 積	<b>95.66</b> m <sup>2</sup> <small>小数点第2位まで記入(建築基準法上の面積)</small>
8	居 住 形 態	[ これから居住 (自己居住・貸家) ・ これから使用 (地域まちづくりに資する用途) ]
9	補助事業等の着手及び完了予定日	申請日から60日以後の日付を記入してください 令和 ● 年 <b>12</b> 月 <b>1</b> 日 ~ 令和 ▲ 年 <b>5</b> 月 <b>30</b> 日 <small>該当する項目に○をしてください</small>
10	過去の補助制度活用状況	[ 活用した ・ <input checked="" type="radio"/> 活用していない ]
11	空 家 期 間	<b>6.5</b> か月 <small>小数点第1位まで記入(小数点第2位を切り捨)</small>
12	法令に基づく措置	[ 命じられている ・ <input checked="" type="radio"/> 命じられていない ]

<注意事項>

- ・ 建物所有者が複数(共有名義や区分所有の長屋)の場合または法定相続人が複数いる場合は、連名による申請または代表者による申請のいずれかで行ってください(代表者による申請の場合は、補助事業者(申請者)以外の建物所有者または法定相続人全員の同意書(実印)と印鑑登録証明書が必要です)。
- ・ 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。